

# 平成30年 3 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成30年3月22日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成30年3月22日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	村松達雄
建設課長	中村安宏	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課技監	北島恵介
病院事務局長	高田志郎	会計管理者	山下浩子

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第 2 号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 議案第 9 号 森町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について
- 議案第 12 号 森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ

場)

- 議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について(森町天方宿泊施設)
- 議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について (森町三倉デイサービスセンター)
- 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について (森町森デイサービスセンター)
- 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について (森町園田デイサービスセンター)
- 議案第 23 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 24 号 平成 30 年度森町一般会計予算
- 議案第 25 号 平成 30 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 30 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 30 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 30 年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 30 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 30 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 30 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 30 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 33 号 平成 30 年度森町病院事業会計予算
- 発議第 1 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 一般質問
- 議員派遣について
- 第一常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第二常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 議案第 34 号 森町副町長の選任について

< 議事の経過 >

議長 | ( 山本俊康 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、  
| これから本日の会議を開きます。

会議に先立ち、産業課長から発言を求められておりますので、これを許します。

産業課長。

産業課長 ( 村松達雄君 ) 産業課長です。議案第18号(森町吉川キャンプ場)及び議案第19号(森町天方宿泊施設)の指定管理者の指定について、西田議員から質問のあった森町天方宿泊施設の利用者数の合計を3,938人と申し上げましたが、3,544人の誤りでしたので訂正します。

議長 ( 山本俊康君 ) それでは、会議に入ります。

毎回申し上げますが、発言者については、マイクを近づけて大きな声でお願い申し上げます。

日程第1から、日程第27までの議案27件を一括議題とします。

本件は、いずれも3月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長に報告を求めます。

第一常任委員会委員長、吉筋恵治君。

7番議員 ( 吉筋恵治君 ) 第一常任委員会委員長、吉筋恵治でございます。ただいまより平成30年3月、森町議会定例会、第一常任委員会、委員長報告をいたします。

去る、3月6日、本会議において、第一常任委員会に付託されました案件は、議案第2号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」、議案第9号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について」、議案第12号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第20号「公の施設の指定管理者の指

定について（森町三倉デイサービスセンター）」、議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について（森町森デイサービスセンター）」、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）」、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る所管事項について」、議案第27号「平成30年度森町介護保険特別会計予算」、議案第33号「平成30年度森町病院事業会計予算」以上、議案14件であります。

付託された議案審査のため、去る、3月8日、9日、12日の3日間委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

3月8日午前9時30分、議員控室において、全委員出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会いたしました。

副議長、町長よりご挨拶をいただき、付託議案を確認した後、審査に先立ち、視察日程表に従い、森町三倉デイサービスセンター外4箇所の現地視察を行いました。

それぞれの現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場議員控室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認し、しばらく休憩の後、当局より教育長出席のもと委員会を再開しました。

審査に先立ち教育長よりご挨拶をいただき、学校教育課所管事項の審査に入りました。

議案第11号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

外国青年の任期中に母国に帰る必要が生じたときの渡航費用はどのようなになっているかとの問いに、任期は1年間となっており、最初来られるときと任期が終わって帰る場合は自治体が支払うが、任期途中の場合は個人負担となるとの答弁でした。

4人の外国青年の国籍は、との問いに、4月招致の2名はオーストラリア人1名、アメリカ人1名で、7月8月招致の2名について

は連絡はまだ入っていないとの答弁でした。

外国人青年の人物について町としても調査を行うのか、との問いに、このJETプログラム参加者については外務省で調査を行っており、町として調査を行うことはないとの答弁でした。

日本に来てストレス等で問題が起きた場合の対処は、との問いに、JETプログラムに参加申込みの方々は、元々日本文化や日本に来て学びたいという意思のある方々で、心配はしていないとの答弁でした。

外国青年の赴任及び帰国時の渡航費用と支払先は、との問いに、渡航費用は最も経済的な費用となっており、赴任についての費用はクレア（自治体国際化協会）に支払うので負担金で予算計上しており、帰国時は本人に支払うため、31年度以降は負担金と旅費の予算立てが必要になるとの答弁でした。

報酬の330千円は全国一律か、との問いに、JETプログラムの報酬は国で定めており、全国一律となっているとの答弁でした。

任期は基本として4年を目安とするのか、1年任期を更新する形態となるか、との問いに、基本は1年ごとを更新する形態であり、最大5年までであるとの答弁でした。

JETの住宅手当は、との問いに、月額27千円を支給することとなっているとの答弁でした。

次に、議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ防止等対策推進委員会」の違いは、との問いに、いじめ問題対策連絡協議会は、各学校教師、警察、民生児童委員、PTA連絡会長など30人以内で構成され、日常の出来事に対応していただいております、いじめ防止等対策推進委員会は、学識経験者として、静岡大学大学院教授、森町病院医師、弁護士、社会福祉士の方と臨床心理士の5人で構成されており、重大事件が起こった場合に対応していただくこととなっているとの答弁

でした。

今後、今までのALTと、新たなJETプログラムによるALTの両方を使っていくこととなるのか、との問いに、両方を使っていくことを考えているとの答弁でした。

現在、不登校児童・生徒の数と不登校児の居場所も検討されていると聞いている。具体的な場所は、との問いに、現在不登校児は中学生12名、小学生1名で、居場所については、防災倉庫の2階の部屋で毎週火・水・金の週3日、午前9時から昼12時までの予定であるとの答弁でした。

予算の中に、小学校の遊具の予算が入っていないが、との問いに、本年度は遊具の修理費は入っているが、新設の予定はないとの答弁でした。

天方小学校グラウンド改修工事の内容は、との問いに、業者「グラウンドリサーチ」の調査により、グラウンドに勾配をつける改修となる。西側（幼稚園側）より東側（水路方向）に全体として30センチメートルの勾配をつけ、水はけの対処をするとの答弁でした。

特定建築物定期調査報告業務委託料の特定建築物とは、との問いに、小学校5校が特定建築物となっており、2年に1回定期検査を行い、県に報告するための業務委託料であるとの答弁でした。

幼稚園等の修繕要望が通らないと聞いているが3,947千円の使い道は、との問いに、修繕費の内訳は、大きなところでは、飯田幼稚園の昇降口サッシの修繕費1,200千円、同じく飯田幼稚園のトイレを多目的トイレに改修する費用618千円、幼稚園遊具の改修費623千円、園田幼稚園門扉修繕費等で、幼稚園の要望は毎年各幼稚園より出していただき、学校教育課長と課長補佐で現場を見に行き、危険度など優先度を確認しており、年間4,000千円を目安に予算化しているとの答弁でした。

賄材料費80,268千円となっているが、収入は（約）79,000千円となっている。材料費分を保護者が納めているということだが、他の維持費も考えるとき、給食費の徴収方法については賄材料費だけで

良いのか、との問いに、学校給食法施行令により、国の基準に従えば、給食にかかる経費については、人件費や修繕費また備品等は設置者が負担することとなっており、それ以外は、保護者が負担することとなっている。光熱水費については、設置者が出すことが望ましいとなっている。現在は材料費のみ保護者からいただいている。給食連絡協議会、運営委員会で協議をしながら、できるだけ抑える努力をし運営しているとの答弁でした。

賄材料の地元産の割合は増えているのか、との問いに、森の市からも納入している。県内産物全体が地元産とする考え方もあり、価格なども考慮すると、町周辺で考えるのは難しい面もあるとの答弁でした。

現在、給食費の滞納はあるか、との問いに、現状、年度末までには完納していただいているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で学校教育課所管事項の質疑を終了し、次に社会教育課所管事項の審査に入りました。

議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

機械器具費は、車の購入費で1,676千円との説明だが、その説明を、との問いに、これまでの車両は、事故もあったが、購入から8年を経過し、走行距離が4万キロメートルを超し、多くの運転手が乗るため、老朽化がみられるので予算計上となったとの答弁でした。

文化財保護費の重機借上料と別に埋蔵文化財発掘調査費の重機借上料の説明を、との問いに、文化財保護費の重機借上料については、天方城趾の整備を行うためのものであり、埋蔵文化財発掘調査の重機借上料は、表土除去や草木除去を全部手で行っていたのでは労力も大変で、上側の土と草木は重機で除去するためであるとの答弁でした。

文化財看板整備委託料669千円の項目は昨年なかったが、どこにどのような看板設置をするのか、との問いに、文化財の町指定は現

在93件ある。この予算は、昨年指定した説明看板設置費で草ヶ谷、香勝寺の仏像及び三島神社から梅林院に移った鉄製の仏像、飯田の崇信寺の文化財及び観光を含めての3箇所の看板設置予算との答弁でした。

体育館利用者の声を聞く方法はとっているのか、との問いに、本年度、トレーニング室利用者へのアンケート調査を行い、利用者の声を聞くなど努力をしているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で社会教育課所管事項の質疑を終了し、1日目は散会いたしました。

3月9日午前9時30分、委員会室において、全委員出席、当局より町長出席のもと、委員会を再開し、総務課所管事項の審査に入りました。

議案第2号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

この条例全体が、分からない部分がある。公務災害において、加算額が上がっている部分もあれば、下がっているところもある。具体的に説明を、との問いに、平成28年の「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に基づき、配偶者の扶養手当が、13,000円から昨年10,000円に、今年6,500円に下がる改正がされ、子どもにかかる扶養手当が6,500円から8,000円に上がり、今年10,000円に上がることとなった。加算額の内容を説明すると、28年のとき、配偶者手当は13,000円で、日割りして計算すると日額433円であったものが、昨年10,000円となったので日額333円となり、今回6,500円となったので、日額217円に下がることとなった。子にかかる扶養手当については、28年には6,500円であったので、日額217円であった。昨年手当が8,000円で日額267円に上がり、今回手当が10,000円となり日額333円に増額となる。つまり、配偶者の加算を下げ、子どもについての加算を上げる条例改正であるとの答弁でした。

現在、この公務災害補償で支払がされていることはあるか、との

問いに、この公務災害補償は死亡とか重度障害に対するもので、現状森町にはないとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る総務課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

いじめ問題再調査委員会委員について、委員は何名か、との問いに、委員は5名で、年2回の会議を想定しているとの答弁でした。

顧問弁護士謝礼について、年間で何も相談しなくとも謝礼は支払うのか、との問いに、昨年は11回顧問弁護士に相談をしている。仮に相談事がなかった場合でも、謝礼は支払うことになっているとの答弁でした。

情報公開の請求が現状あるのか、との問いに、昨年度は4件の請求があり、今年度はそれ以上の請求件数となっているとの答弁でした。

北海道森町友好50周年記念事業に書道作品作成謝礼600千円が計上されているが、どのような関係があるのか、との問いに、これまでに北海道から友好記念事業において、北海道らしい熊の毛皮や置物をいただいている。50周年記念事業に当たり、森町として北海道森町に記念品を贈ることについて、森町には当町出身で日本の書道家を代表する杭迫柏樹先生がおりますので、杭迫先生の作品制作に対する謝礼として予算計上となっているとの答弁でした。

消防施設整備事業の牛飼地区コミュニティ消防センター建設費21,038千円は先日視察にも行ったが、まだ十分使用でき、新設は不要ではないか、との問いに、牛飼・中川地区より以前から要望が出されている。シャッターの不具合や、ホースタワーの設置等も含め、消防団の詰所や地域としてのコミュニティ使用もあり、消防施設としての性質上傷んでからより、将来のためには今が良いと考えているとの答弁でした。

火の見櫓撤去工事は、地元の要望で撤去されるのか、又は危険度を考え町として進めているのか、との問いに、地元の要望で撤去を

しているとの答弁でした。

消防団団員報酬393名分は各個人に渡るものか。また、分団運営交付金について確認をしたいとの問いに、団員報酬については、団員の役職により計算をし、分団ごとに一括して支払っている。また、分団交付金はそれぞれの分団が運営に必要な経費を交付することとなっている。所属する分団の団員の数をもとに算出し、分団に支払っているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で総務課所管事項の質疑を終了し、しばらく休憩の後、議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る議会事務局所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

北海道森町友好50周年事業に議会として予算計上しているものはあるか、との問いに、議長と副議長の旅費を計上しているとの答弁でした。

清掃手数料81千円の内容は、との問いに、毎年年末に議会に関するイスのカバーのクリーニング代と、30年度は2年に1回の議事堂・議員控室・委員会室のじゅうたん清掃の年となっており、予算計上となっているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で議会事務局所管事項の質疑を終了し、しばらく休憩の後、傍聴者1名を許可し、当局より病院長出席のもと、委員会を再開しました。

審査に先立ち、病院長よりご挨拶をいただき、森町病院所管の審査に入りました。

議案第12号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

自費で看護を受けられるものは、どのようなことがあるか、との問いに、基本として訪問看護を受ける場合は、医療保険と介護保険があり、一般的には介護保険が優先されるが、ガン患者等の方は医療保険となる。自費の実例では、末期ガンの方が孫の結婚式に出た

いとか、旅行に行く場合などが挙げられる。保険利用の場合、原則として利用者の自宅となっており、その場所を離れると保険外で自費となる。また、外出の付添いも保険外で自費であり、保険利用の場合は時間の制約もあり、それを超した場合自費となるとの答弁でした。

看護ステーションの人員は、現状より増やしていくことになるのか、との問いに、今年度の利用は2件であり、現行の体制で行えるとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第33号「平成30年度森町病院事業会計予算」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

医療機器でMR I等で175,959千円の購入となっているが、MR Iの機種等、どのようなものか、との問いに、MR Iは磁気の強さによって画像の解像度が違う。現状の機種は、0.4テスラで画像は粗い。近隣病院で0.4テスラのMR Iを使っているところは少なくなっている。市販されているMR Iでは1.5テスラと3テスラのものがある。今回、森町病院で購入予定のものは1.5テスラのものであるとの答弁でした。

MR I検査の利用件数は年間どのくらいか、また診療収入はどのくらいか、との問いに、MR Iの利用は月平均約100件となっている。内訳は外来が90件、入院が10件で、検査費用は、現行機種で1回14,700円であり、新しいMR I（1.5テスラ）では19,000円の診療報酬になるとの答弁でした。ただし、入院の場合は、検査費用が包括になり入院収益としては増えない。仮に1箇月90件とした場合、12箇月で約2千万円となる。また、新機種になれば利用件数の増加も期待できるとの答弁でした。

備品購入でベッドが更新されることになっているが、古いベッドは処分されるのか、との問いに、これまでに、平成24年に10床、平成27年に17床のベッドの更新がされたが、以前には風の杜の要望で一部ベッドが引き渡された経緯があるが、老朽化したものは、基本

的に廃棄処分するとの答弁でした。

支出に初任給調整手当、医師13,740千円で昨年も同額となっている。昨年医師は11名、来年度は12名で1人増となっているが、この初任給調整手当についての内容は、との問いに、昨年秋に家庭医療クリニックの医師が常勤として1人入ったが、昨年は増員を見越して予算を組んだため、今回と同額となっている。また、この手当は、浜松医大や大きな病院から森町病院に来たときに、医師の収入が大きく減額することのないよう調整をしているもので、森町病院に初めて勤務するという意味での初任となっているとの答弁でした。

来年度、新人看護師が8名で、うち看護歴4年目の方が1人入ってくるとの説明だが、森町在住の方はいるか、との問いに、8名全員が町外の方であるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で森町病院所管事項の質疑を終了し、次に出納室所管事項の審査に入りました。

議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る出納室所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

印刷製本費増額は、決算書を出納室で作ることとなった理由は、との問いに、決算の調整については、地方自治法第233条第1項で会計管理者が決算の調整をすると謳われており、本来出納室で計上すべきとのことにより30年度から出納室で計上することとなったとの答弁でした。

従来、出納室の人件費は総務課に計上されてきたが、来年度は会計課となる。人件費は会計課として計上されるのか、との問いに、出納室の人件費は従来通り総務課に計上となるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で出納室所管事項の質疑を終了し、2日目は散会いたしました。

3月12日午前9時30分、議員控室において、全委員出席、当局より副町長出席のもと、委員会を開会し、企画財政課所管事項の審査に入りました。

審査に先立ち、副町長よりご挨拶をいただき、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

当事業の財源については、との問いに、辺地対策事業債という町で起こす起債で対応するので、町が借入れを行う。ただし、この借入れについては、元利償還金の実額を毎年度の交付税の算定に入れられる。その算定の割合は8割分を入れられることとなっており、町の負担は2割であるとの答弁でした。

辺地と呼ぶのに基準はあるのか、との問いに、辺地の要件としては、例えば地域の中心を含む一定距離内の人口、中心地からバス停までの距離、郵便局までの距離、小学校・中学校・高等学校までの距離、病院までの距離、役場までの距離、その他基準も含め点数化し、その点数が100点以上の場合などを辺地としているとの答弁でした。

現在、辺地対策事業債で他に行っている地域はどこかとの問いに、橘・薄場辺地内の大上宮奥線の改修事業を計画に従い行っているとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る企画財政課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

火災保険料の項目に町有物件災害共済金とあるが、共済金ではなく保険料ではないか。もし、そうなら間違いやすいので改めるべきではないかとの問いに、実質の内容は保険料で従来よりその名称を使って今日に至っている。誤解を招きやすい点もあり、決算期又は執行段階において名称の変更をしたいとの答弁でした。

歩行型草刈り機は借りることはできるのか、無料か有料かとの問いに、歩行型草刈り機は傾斜地は危険なため、平地の使用で役場職員が行政財産地等で使用している。貸出しはしていないと答弁でした。

ふるさと納税業務委託料39,541千円の内容は、との問いに、委託

先は2社であり、1社はレッドホースコーポレーションで、委託料は寄附額の12パーセント、返礼品は45パーセントとなっている。返礼品については、昨年より総務省の指導で30パーセントとなっており、送料を入れて45パーセントとなっている。もう1社は楽天で、委託料は寄附額の4パーセント、返礼品が送料込みで45パーセントとなっている。楽天については、インターネット使用料として、別に寄附額の5パーセントがかかってくるので委託料は4パーセントとなっている。来年度中に、この事業を一本化する予定であり、委託料は寄附額の11パーセント、返礼品は45パーセントで計算をしており、その合計額が39,541千円となっているとの答弁でした。

地域おこし協力隊員が、来年度2人入ってくる予算になっている。隊員について、年齢など選定基準は、との問いに、現在、募集要綱を作成中であるが、年齢制限は設けない予定である。1人は現隊員の後を引き継ぎながら、いろいろな情報発信のできる方、もう1人については、中山間部の過疎地域の活性化を進めていける方と考えている。しかし、募集どおりの人数が確保できるかどうかは分からないとの答弁でした。

歳入で自動車取得税交付金が伸びているのは、自動車販売数が伸びているためか、との問いに、自動車の販売が多少伸びていることもあるが、電気自動車など燃費性能がより優れた自動車に対する減税の拡充の一方で、従来の車については、減税が縮小されることなどにより、税の増収の方向にあるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で企画財政課所管事項の質疑を終了し、保健福祉課所管事項の審査に入りました。

議案第6号「森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

条例の中に、森町園田デイサービスセンターの住所における番地の変更があるが、その理由は、との問いに、この条例を定めた折に森町谷中513番地の10のところを、錯誤により森町谷中513番地の1

と記載したものを、正しい番地に改めるためとの答弁でした。

第13条の規定に、指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないとあるが、罰則はあるのかとの問いに、この条例の中にはないが、町の個人情報保護条例があり、指定管理者も対象となっているので、その条例で対応するとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第8号「森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

これまで県が行っていた事業を町が行うことになるが、森町にとってメリット、又は事業の円滑化となるのか、との問いに、特別のメリットというよりも、居宅介護支援事業所は市町においてのつながりが多くあり、円滑な事務等において、県とのやり取りよりもスムーズになると考えているとの答弁でした。

森町には、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所は幾つあるのか、との問いに、現在森町には、聖隷ケアプランセンター森町、森町社協ケアサービス、風の杜指定居宅介護支援事業所、森町訪問看護ステーション居宅介護支援事業所の4箇所となっており、介護予防支援事業所は森町地域包括支援センターの1箇所となっているとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第9号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第20号「公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉デイサービスセンター）」、議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について（森町森デイサービスセンター）」、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について（森町

園田デイサービスセンター)」を一括議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

これまでの契約期間は3年であったが、今回5年に伸ばす理由は、との問いに、建築物の管理だけなら3年でも良いが、デイサービスというサービスの提供であり、通所介護サービスで、そこには利用者と指定管理者との信頼関係が重要となる。3箇所のデイサービスセンターで約50人の職員もいる。継続したサービス等考え合わせると、3年より5年にすることが妥当であるとの答弁でした。

公募については、それぞれのデイサービスセンターを1箇所ずつ公募したのか、3箇所一括で公募したのかとの問いに、3箇所一括で募集をしたとの答弁でした。

デイサービスセンター3箇所で働く人の資格等はどのようになっているか、また年齢制限は、との問いに、1施設に1人の看護師が常勤で必要で、利用者15人につき1人の介護福祉士となっているが、利用者15人を超して5人ごとに1人増やすこととなる。その増える方については無資格でも良い。特に年齢の制限はないとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

難病患者等への支援事業があるが、難病とは、との問いに、現在約180種の疾病が指定をされている。原因がはっきりしない病気に対し、国が難病として指定をしているとの答弁でした。

成年後見制度において、成年後見人はどのような人になるのかとの問いに、後見人は親族でもなれる。親族でない場合は、司法書士、弁護士、社会福祉士が携わる場合が多く、もろもろの手続を経た上で、裁判所が最終決定することとなっているとの答弁でした。

庵山公園トイレ解体工事費972千円について、解体後はどうなるのか、との問いに、庵山公園のトイレは古く、和式でホールが大きく、小さな子どもだと落ちる危険も感じる。水回りの機能も悪く、

衛生管理においても森町衛生社でも30年来くみ取りの記録もない。庵山公園の下には幼稚園、保健福祉センター、放課後児童クラブや新たにアリーナもできたので、解体後はそちらのトイレの利用を考えているとの答弁でした。

扶助費において、ひとり親家庭就学支援事業があるが、森町に現在一人親世帯は何軒かとの問いに、平成29年7月現在児童扶養手当受給数は94件と確認しており、ひとり親家庭就学支援事業120千円の対象者は4人を想定しているとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第27号「平成30年度森町介護保険特別会計予算」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

負担金の中の介護予防ケアマネジメント事業負担金は、どこへ支払うのか、との問いに、国保連合会への支払で、その後国保連合会から森町へ入ることになる。それを森町から各居宅介護支援事業所へ国保連合会を通じて支払う流れとなっているとの答弁でした。

介護予防ケアマネジメント事業委託料5,607千円はプラン作成費と聞いている。個々の人のケアプランで何人分となっているかとの問いに、総合事業のサービスを使われる方の個々のサービス計画作成費でプランによって異なり、ケアプランAは初回7,079円、継続が4,170円で、ケアプランBは初回4,848円、継続1,939円で、トータル1,716件分として予算計上をしているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で保健福祉課所管事項の質疑を終了しました。

以上で付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審査した14議案の採決の結果は次の通りです。

議案第2号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第33号については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決されました。

議案第7号、議案第24号、議案第27号については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上が、平成30年3月森町議会定例会、第一常任委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

議 長 ( 山本俊康君 ) 第二常任委員会委員長、中根幸男君。

8 番議員 ( 中根幸男君 ) 第二常任委員会委員長、中根幸男でございます。ただいまより、平成30年3月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る3月6日、本会議において、第二常任委員会に付託されました案件は、議案第3号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」、議案第19号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」、議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る所管事項について」、議案第25号「平成30年度森町国民健康保険特別会計予算」、議案第26号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第28号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計予算」、議案第29号「平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第30号「平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第31号「平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」、議案第32号「平成30年度森町水道事業会計予算」、以上議案14件であります。

付託された議案審査のため、去る3月8日、9日、12日の3日間委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

3月8日午前9時30分、委員会室において委員全員の出席、当局

より副町長出席のもと、委員会を開会いたしました。

はじめに議長、次に副町長よりご挨拶をいただいた後、審査に先立ち、県営農地整備事業、天竜川下流用水の配水池（ファームポンド）外5箇所の現地調査を行いました。

それぞれの現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場委員会室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認後、直ちに建設課所管の審査に入りました。

議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

地籍調査事業費の機械器具費1,742千円は、地籍調査用車両として、トヨタのプロボックス（4輪駆動車）を購入するということであるが、国・県の補助は受けられるか、との質問に、地籍調査用車両購入費については補助対象となっており、国が50パーセント、県が25パーセント、町が25パーセントとなっているとの答弁でした。

自動車は購入、複写機等は使用料（リース料）で計上しているが、その使い分けはどのようになっているか、との問いに、地籍調査の関係では、自動車購入費は、補助対象となっているので購入、地籍調査支援システム及び、建設課の複写機はリースとなっている。それから、占有管理システムは、購入することも可能であるが、費用が約3,000千円ということで、財政的な負担を平準化するため、5年間のリースとしているとの答弁でした。

道路橋梁総務費の道路台帳補正委託料3,240千円の内容と、委託先について伺いたいとの質問に、道路台帳は、道路法の規定に基づき調整しており、町道の新設や改良等により、現況が変わった箇所について台帳の補正をしていくもので、委託先は、現在使っている道路台帳が、昭和57年に朝日航洋が整備したので、それ以降の補正作業は、随意契約により朝日航洋に委託しているとの答弁でした。

道路台帳デジタル化移行業務7,268千円は、平成28年度から3箇年で計画していると聞いていたが、それで良いか、との質問に、道

路台帳デジタル化移行作業は、平成28年度に3箇年の債務負担行為として契約し、本年度が最終年度となるとの答弁でした。

予算編成に伴い、昨年度の各地区別の工事の実績等わかれば伺いたい、との質問に、平成28年度の町内会別の要望に対する達成率で申しますと、三倉地区55パーセント、天方地区50パーセント、森地区58パーセント、一宮地区54パーセント、園田地区57パーセント、飯田地区61パーセントで、平均すると59.9パーセントとなっているとの答弁でした。

県単事業負担金4,000千円の内訳について伺いたいとの質問に、30年度は2つの事業が対象となっており、一つは県道藤枝天竜線、三倉中野地内の道路拡幅工、事業費10,000千円の10パーセントで1,000千円、もう一つは県道袋井春野線、三倉地区永代橋の取り合いの道路拡幅工、事業費30,000千円の10パーセントで3,000千円、合わせて4,000千円となるとの答弁でした。

防災・安全交付金に係る橋梁長寿命化工事17,000千円について、鍛冶島橋は29年度も行っているが、30年度はどのような工事を行うのか。また、下田橋の工事について併せて伺いたい、との質問に、鍛冶島橋は、29年度下部工と舗装工を進めている。30年度は、桁と桁を繋ぐ部分に大型車の通行や、温度変化等に対応する伸縮装置を設置する。また、下田橋は、床板裏面の断面修復の工事を行うとの答弁でした。

河川総務経費に係る河川愛護事業補助金1,186千円について、何団体あるか。また補助金の額は、との質問に、29年度の実績で、町内会が47団体、その他が3団体となっている。また補助金は、町内会が1団体23,000円、その他の団体が35,000円となっているとの答弁でした。

河川改修工事は、城下下排水路浚渫工事と聞きましたが、工事の詳細について伺いたいとの質問に、場所は、城下の入り口の所、小倉商店さんの裏の道路沿いの排水路で、延長370メートル約74立方メートルの土砂を浚渫するもので、雨期前に工事を進めたいとの答

弁でした。

新田赤松線の予備設計業務の関係について、残りが720メートル程度ということで、土地が126筆、86名、家屋が54棟、52名と聞きましたが、事業費等について確認の意味で伺いたいとの質問に、事業費としては、飽くまで概算であるが、土地と建物の補償で10億円程度、工事が5億円程度かかるものと思われるとの答弁でした。

財政的にも厳しい中、交付金等の見込みについて伺いたいとの質問に、現在、決定はしていないが、2、3候補となるものがあり、来年度、早々に県と協議をしていきたい。

具体的には、国のメニューとして防災子ども安全まちづくり交付金、防災安全交付金、都市再生整備計画事業など、なるべく有利な交付金を活用し、町財政に負担の掛からない方法で進めていきたいと考えているとの答弁でした。

都市計画マスタープランとはどのようなものか、説明願いたい、との質問に、都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく、町の都市計画、まちづくりのあり方や、将来的な方針を位置づける基本的な計画で、計画範囲は町全域ではなく、概ね大鳥居以南が都市計画区域となっている。現行の都市計画マスタープランは、平成23年12月に策定したもので、今回、立地適正化計画策定に伴い中間見直しも兼ねて、見直しを行うものであるとの答弁でした。

都市下水路の維持管理費680千円となっているが、年間の維持管理が賄えるか、との質問に、現在、都市計画決定してある都市下水路は4路線、森第1都市下水路等4.1キロメートルあり、それに準じた都市下水路が2.3キロメートルあるが、通常の見直しは、予算の範囲で行い、大きな修繕等が必要になったときは、補正なり箇所付け等で対応していきたいと考えているとの答弁でした。

スマートIC地区協議会作業部会資料作成業務委託料648千円の内容について説明願いたい、との質問に、スマートICは、普通のICと異なり、スマートIC制度実施要綱に基づき、地元の発議により設置されるもので、利用状況はどうか、問題点はないかなど、

地区協議会という組織を設けて、スマート I C ができた後もフォローアップを定期的に行わなければならないことになっている。平成 30 年度は、作業部会を開くための資料として、交通量の分析・解析を行うため委託料の予算計上をお願いしたものであるとの答弁でした。

地区協議会は、どのようなメンバーで構成されているか、との問いに、地区協議会のメンバーは、国土交通省、N E X C O 中日本、静岡県、森町、オブザーバーとして静岡県警察で組織している。また、作業部会は、担当職員レベルで構成されるとの答弁でした。

天宮団地エレベーター改修工事 5,234 千円は、既存不適格ということであるが、工期等について説明願いたいとの質問に、天宮団地エレベーター改修工事は、国の社会資本整備交付金（地域住宅計画事業）で行うもので、発注の時期は決めていないが、現在、設置してあるものが、フジテック製のもので、フジテックとできるだけ早期に随意契約を結び、極力入居者に不便のないよう短い工期で改修工事を進めたいと考えているとの答弁でした。

水防演習費 900 千円について、30 年度は森町が当番町ということで、日程、会場等決まっていれば教えていただきたいとの問いに、日程は 6 月 10 日、会場は、太田川親水公園となるとの答弁でした。

町営住宅使用料について、昨年度に比べ 1,140 千円の減額となっているが、その要因について伺いたいとの質問に、実際の入居戸数を基に、空き部屋を加味して計上している。町営住宅使用料は、その世帯の所得に応じて家賃が変動することから、平均的な入居状況における使用料を基に 30 年度は 29,014 千円を予算計上した。なお、町営住宅は 7 箇所があり、全部で 121 戸、その内、空き部屋は、森山に 3 戸、中川 1 戸、やざきに 5 戸、計 9 戸となっているとの答弁でした。

土木費国庫補助金が前年度との比較で 31,870 千円減額となっているが、その理由について伺いたいとの質問に、社会資本整備総合交付金、工業団地基盤強化（太田川圃場南 4 号線）が、29 年度は 33,0

00千円でしたが、30年度は6,600千円の計上で、これが大きな要因となっているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で建設課所管の審査を終了し、1日目は散会いたしました。

3月9日9時30分より、議員控室において全委員出席、当局より副町長出席のもと委員会を再開し、上下水道課所管の審査に入りました。

議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る上下水道課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

上水道安全対策事業繰出金4,700千円の内容について、説明願いたい、との問いに、これは30年度水道事業の委託料に計上した、北部配水池増設詳細設計業務に対する繰り出しで、毎年、総務省から通知される地方公営企業の繰出基準に定められた安全対策事業の中の配水池能力の増強事業に該当するため、繰出基準の補助率（事業費の2分の1の額）を繰り出すものである。予算計上している4,700千円は、一般会計が一般会計出資債として起債借入した上で、出資金として水道事業会計に繰り出すものであるとの答弁でした。

飲料水供給施設整備費補助金1,000千円について、対象となる施設がどのくらいあるか。また30年度、予定をされているものがあるか、との質問に、対象となる施設は、概ね60団体、構成戸数で420戸、主に北部地区、それ以外に2軒くらいで引いているところもありますが、把握できていません。それから、30年度については、何件か問い合わせはあるが、具体的な実施箇所は決まっていない。補助金は、上限1,000千円で、かかった費用の2分の1の補助ということで、29年度は3つの水道組合に補助したとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第28号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

下水道使用料賦課徴収事務負担金3,577千円の内容について伺い

たいとの質問に、検針員の手当等含め1回500円の単価設定をしており、検針延べ戸数6,623戸に乗じて金額を算出している。支出先は、上水道事業会計との答弁でした。

浄化センター維持管理費に係る修繕費6,730千円は、非常用発電機、蓄電池の修繕ということであるが、定期的に変えるものか、その内容について伺いたい、との質問に、非常用電源の修繕は、起動用のバッテリーの耐用年数が2年過ぎているため、バッテリーの交換と始動が正常にできるか点検修繕するものであるとの答弁でした。

同じく手数料3,605千円の内容について伺いたいとの問いに、浄化センターに流入してくる場所に、ゴミを除去する「し渣脱水機」があり、そこに掛かったゴミの処分費と、嫌気槽で出るゴミの清掃、塩素混和池の清掃及び、汚泥の抜取りと、処理の費用である。汚泥処理は、100トン2,800千円を計上しているとの答弁でした。

年間で汚泥が100トン出るということであるが、その処分はどのようなになっているかとの問いに、汚泥の処分は、埼玉の業者が生汚泥をバキュームカーで埼玉まで搬送し、中間処理をして埋立て処分としているとの答弁でした。

浄化センター水質検査業務委託料1,460千円について、水質検査の場所について伺いたいとの問いに、浄化センター水質検査は、浄化センター内の検査と、小藪川の水質検査があり、場所は、上流側は南八反田橋（長田商店さん付近）、下流側は谷中地内の粟倉橋（旭が丘中学校のプール付近）であるとの答弁でした。

電力の関係で、公共施設ということで安定的な供給が前提になるが、電力の自由化で、コストダウンを図ることができればと思うが、どのように考えているか、との質問に、今現在は、中部電力と契約をしているが、30年度は少し見直しをして、新電力ではないが、関西電力が比較的安い単価を示してきたので、それを基に予算計上しているとの答弁でした。

下水道管渠築造工事補償金94,149千円の内容について伺いたいと

の質問に、この補償金は、下水道工事を行う際に上水道の移設工事（仮移設し、本移設する）費用を上水道事業会計に補償金として支出するものであるとの答弁でした。

公共下水道事業の今後の計画について、太田川の右岸側、左岸側等、将来計画も含めて伺いたい、との問いに、下水道事業の計画では、城下を一番上として事業区域を設定している。29年度はアクションプランを策定したが、右岸側を今後10年の間に完成し、その後、左岸側となるが、今後の社会情勢や財政状況を考慮の上、どのような汚水処理が良いのかを検討しながら進めていきたいとの答弁でした。

下水道事業の滞納等はあるか、との質問に、滞納は、2月現在で、受益者負担金で2名、123,000円、使用料で14名、258,250円となっている。なお、現年度分については、出納整理期間内に収納できるよう努力していきたいとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第29号「平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第30号「平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第31号「平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」の議案3件を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

各簡易水道の受益者戸数について伺いたい、との質問に、大久保簡水が65戸、三倉簡水が71戸、大河内簡水が15戸となっているとの答弁でした。

大河内簡水は、凍結により1箇月程度断水したようであるが、その辺の実態について伺いたい、との問いに、大河内簡水は、1月の寒波により水源からの導水管が凍結し、1箇月程度導水ができなくなり、1月25日から2月17日の回復まで、給水車が1日平均5往復したとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に、議案第32号「平成30年度森町水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

修繕費に係る量水器の取替え3,153千円の、個数について伺いたい、との問いに、個数は1,318箇所の予定との答弁でした。

水道使用料266,061千円について、一宮最終処分場等から入る収入がどのくらいあるか、との質問に、一宮最終処分場は、29年度の収入見込額が46,970千円、パーキングエリアは、1月末までの収入額で、下りが1,219千円、上りが987千円となっているとの答弁でした。

工事請負費が179,272千円程度あるが、工事請負関係、町内・町外どのようになっているかとの問いに、管工事は、指名委員会にかけて発注しており、町内外を合わせて指名をしているが、昨年度の実績は、町内の4業者で工事を行ったとの答弁でした。

北部配水池増設詳細設計業務9,548千円の内容について伺いたいとの質問に、北部配水池の増設は、昨年度、仮設配水池を設置してドーム屋根を更新するという考えでいたが、配水池の容量不足解消等検討の結果、仮設ではなく増設の方が有利であるとの結論から増設としたとの答弁でした。

企業債90,400千円を活用する理由について伺いたい、との問いに、基本的に給水収益だけでは、建設改良事業費は賄えないということである。また、施設も30年から40年以上使うもので、世代間公平の原則ということがあり、財源としては地方公営企業法に基づき企業債を借り入れ、長い期間の中で償還していくものであるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で上下水道課の審査を終了し、次に税務課所管の審査に入りました。

議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る税務課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

地方税滞納整理機構負担金の内容について伺いたい、との質問に、滞納整理機構の移管件数は5件を予定しており、処理件数割負担金が550千円、それに徴収の実績割が、平成28年度徴収額に基づき543

千円、合計1,093千円を計上したとの答弁でした。

それに対する収納実績は、との問いに、平成28年度の実績では、依頼額が6,425,550円で、徴収額が5,365,016円となっているとの答弁でした。

コンビニ収納等が平成30年4月1日から実施されるということで、その内容について伺いたい、との質問に、コンビニ収納等は、コンビニエンスストアで納付する方法と、クレジットカードを利用して納付する方法の2種類がある。

コンビニエンスストアは、全国どこでも利用でき、納付書に記載されたバーコードを読み取って納付していただくことになる。件数は、納付書で納付する納税者の40パーセント9,700件を想定している。また、クレジットカードを利用する場合は、ヤフーの公金支払サイトに森町の登録があるので、パソコンやスマートフォンからサイトを開き、森町の税目を選択し、クレジットカードで納付することになる。件数は340件程度を見込んでいる。

なお、対象税目は、住民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税であるとの答弁でした。

固定資産税が対前年度比で35,000千円減額となっているが、その内容について伺いたい、との質問に、現年課税分は、土地が3,500千円、家屋が29,150千円、償却資産が2,350千円それぞれ減収を見込んでおり、総額で1,115,000千円を計上した。主な理由としては、3年に1度、固定資産が評価替えとなるためとの答弁でした。

法人町民税の対象となる法人はどのくらいあるか、との質問に、29年度は385社、30年度は397社を見込んでいるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で税務課所管の審査を終了し、2日目は散会いたしました。

3月12日9時30分より、委員会室において全委員出席、当局より町長出席のもと委員会を再開し、町長よりご挨拶をいただいた後、住民生活課所管の審査に入りました。

議案第3号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

て」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

30年度から県と市町が共同で国民健康保険の運営を行うことになるということであるが、町の国保運営協議会は、従来と同様と考えて良いか、との質問に、国保運営協議会は以前から町にあり、今回は名称のみを変更する。内容が変わるものではないとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第4号「森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

広域化に伴い、療養給付に係る費用が全額県から交付されるため、支払に不足が生じることはなくなるということであるが、今後基金の使い道はどうなるのか、との質問に、現時点では、税率の急激な上昇を抑制するために使うことが想定される。30年度が広域化初年度であるため、現在は想定できていないが、これから運用していく中で、基金繰入が必要なときもあるため、幅広く活用できるようにしたいと考えているとの答弁でした。

29年度末の基金残高は幾らあるかとの問いに、134,099,494円との答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第5号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

今回の改正で対象となる人はどれくらいいるのか、との質問に、森町国保で住所地特例を適用している方が75歳になるのは10年くらい先になる。現時点では対象者となる人はいないとの答弁でした。

今回の条例改正は、全国的なものかとの質問に「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、町の条例を改正するもので、全国的に同様の改正を行うとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

国民年金事務費に係るシステム改修委託料648千円の内容は、と

の質問に、31年度から年金生活者支援給付金の支給が始まる。支給事務は日本年金機構が行うため、町が所有する所得情報を年金機構に提供できるように、30年度中にシステムの改修を行うものであるとの答弁でした。

国民健康保険特別会計への繰出金10,000千円は、今後少なくなると考えて良いか、との質問に、静岡県の国保運営方針で法定外繰入は、解消・削減の方針が出されている。そのため解消・削減を進めていく方針であるが、繰出金の額は納付金の額や税収の兼ね合いをみながら、年度ごとに検討していくことになるとの答弁でした。

国民健康保険費が29年度と比べ54,170千円減額となった理由は、との質問に、30年度は制度改正に伴い公費が国保事業に投入されている。そのため、法定外繰入を29年度の65,000千円から10,000千円に減額できたとの答弁でした。

広域化に伴い職員の数も減らすことができるか、との質問に、広域化された後も、基本的に町が行う事務は変わらないため、人件費、職員数とも変わらないとの答弁でした。

犬、猫等死骸処理手数料の内容と、処理業者について伺いたい、との問いに、犬、猫等死骸処理手数料は、1件3,400円に消費税を掛けたもので、28年度実績は153頭、処理業者は、磐田市のどうぶつの郷に委託しているとの答弁でした。

環境美化パトロールは、どのような範囲を巡回しているかとの問いに、月に12日ということで、週3回程度で森町全域を回っているとの答弁でした。

水質検査測定料は、大気汚染も検査していると言われたが、その内容は、との質問に、河川の水質調査は、水質汚濁防止法に基づき、その中に公共用水の調査という項目があり、それに準じて町で調査を行っている。基本的な調査項目は3項目あり、生活環境の7項目、重金属項目、新環境基準項目がある。生活環境項目は、町内12箇所、7月と12月の2回、重金属項目と新環境基準項目は3箇所、12月に1回行っている。また、大気汚染環境調査は、大気汚染防止法に基

づき役場の屋上で、毎月1回調査をしているとの答弁でした。

新エネルギー機器等導入促進事業1,000千円は、25箇所ということで、補助制度の内容について教えていただきたい、との質問に、太陽光パネルに対する補助で、対象は、一般住宅。地域的には森町全域、補助制度の内容は、1キロワット10千円、上限4キロワットまで、25箇所分を計上したとの答弁でした。

一般廃棄物収集業務費45,035千円について、ゴミの量は年々多くなる傾向にあると思いますが、量が増えれば、委託料も増額となるのか、との質問に、ごみの収集量は増加傾向にあるが、不燃物収集運搬業務委託料は、本年度と同額で計上した。また、可燃ごみ収集運搬業務委託料は、松尾美装と29年度から31年度までの債務負担行為で契約をしており、3年間は同じ額となるとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第25号「平成30年度森町国民健康保険特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、審査を終了しました。

次に、議案第26号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、審査を終了しました。

以上で、住民生活課所管の審査を終了し、次に、産業課所管の審査に入りました。

議案第10号「森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

質疑もなく、審査を終了しました。

次に、議案第18号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」及び議案第19号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」議案2件を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

吉川キャンプ場の関係について、いつ公募をされて選定されたか、

選定の経過について伺いたいとの質問に、広報もりまちの12月号に掲載し、また、町のホームページで12月18日に指定管理者を公募した。募集期間は、年明けの1月19日まで約1箇月間とし、選定委員会は、書類審査とし、1月22日付けで、決裁が完了しているとの答弁でした。

応募は1社のみで、株式会社アマガタに決まり、経営ノウハウ等に通じ安定した収益が見込めるということであるが、吉川キャンプ場及びコテージの宿泊人数を教えてください、との質問に、28年度実績では、吉川キャンプ場が、宿泊人数847人、日帰り1,494人、合計2,341人、コテージが、宿泊人数3,102人、日帰り442人、合計3,544人の方に利用していただいたとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第24号「平成30年度森町一般会計予算に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

勤労者住宅建設資金利子補給金3,639千円の内容について伺いたい、との質問に、町内の勤労者が住宅を建設する場合、静岡県労働金庫より資金を借り受けた勤労者に対し利子補給するもので、7,000千円を上限に、年利0.6パーセントを10年間補給するものであるとの答弁でした。

中山間地域等直接支払事業交付金898千円の品目等、内容について伺いたいとの質問に、交付金の額は、5年間、集落との協定に基づいて行われており、現在第4期目で、27年度から31年度までは同額となる。また、地域が薄場と葛布地区ということで、お茶が主要な品目となっているとの答弁でした。

農業振興地域整備計画作成業務委託料1,160千円の内容について伺いたい、との質問に、農業振興地域整備計画は、28年度から3箇年で取り組んでおり、29年度は、定期変更という大きな計画策定を行い、30年度が最終の年となり、印刷製本費を計上した。

この農振計画は、森町の土地を農業上の利用と、他の利用との調整を図りつつ、農業の振興を図るべき地域について、農業上の土地

利用その他、農業振興に関する総合的な計画を立てるためのもので、青地、白地の見直し等も行うとの答弁でした。

間伐材搬出補助金は、搬出だけの補助か、また、事業者はどのような方か、との問いに、搬出だけの補助となり、事業主体は森町森林組合で、補助率は事業費の20パーセントとなっているとの答弁でした。

観光誘客推進事業委託料2,000千円は、江東区民まつりの参加費と思うが、昨年と変わったことはあるか、との問いに、江東区民まつりが主になるが、このほか町外のイベントへの出展も含まれている。29年度は、6月にエコパで行われたふじのくにキャンピングカーショー等に出展したとの答弁でした。

江東区民まつりに参加する本来の目的について伺いたい、との質問に、2年参加して、観光パンフレットや、移住・定住のパンフレット等置かせていただいたが、すぐに効果が出るかといいますと、そう簡単なものではないと考えている。まずは、静岡県という所に森町があるということや、森町の特産品等を知っていただくことが大切であり、また、特に特産品は好評であり、出品種目や数量を調整し、継続することが必要ではないかと考えているとの答弁でした。

体験の里の指定管理料30,000千円の関係について、通年での運営ということで、改善点も明らかになってきていると思うが、町でどのような話をされているか伺いたい、との問いに、森町体験の里（アクティ森）は、株式会社アクティ森に指定管理しているもので、町長が社長ということで、社長が支配人に対して指示をし、経営等の改善をし、集客を図っていくという体制で進めてきており、毎月支配人から経営状況等について報告も受け、その都度、指導や指示を出したり、アドバイスをしている。また、具体的に日々の運営は、商工観光係長が担当であるので、随時、アクティ森を訪れて状況を確認し、また、研修派遣という形で町から職員を出しているので、連絡を密に情報交換を行っているとの答弁でした。

他に質疑もなく、産業課所管の審査を終了し、付託された全議案

の審査を終了し、各議案の討論を省略、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審査した14議案の採決の結果は次の通りです。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の14議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決されました。

以上が、平成30年3月森町議会定例会、第二常任委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会、委員長報告を終わります。

議長 (山本俊康君) 以上で、常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

しばらく休憩をいたします。

(午前11時12分～午前11時20分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから各議案に対する討論・採決を行います。

この討論・採決は、一件ごと又は一括で行います。

日程第1、議案第2号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 ( 山本俊康 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第 2 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 3 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立 全 員 )

議長 ( 山本俊康 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第 3 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 4 号「森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立 全 員 )

議長 ( 山本俊康 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第 4 号「森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり

り可決されました。

日程第4、議案第5号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。

したがって、議案第5号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号「森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。

したがって、議案第6号「森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条例

について」の討論を行います。

討論はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) 10番、西田であります。議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論いたします。

介護保険制度開始から18年が経過しました。当初、少子高齢化が予想されている中で十分な議論がされ、保険制度として発足したのかといえ、必ずしもそうとは言えない側面があったと考えます。

3度にわたる制度改正や3年ごとの保険料見直しで、被保険者の負担は増える一方です。そして、申請による要介護認定者には、介護利用料が1割から3割負担となってきます。森町の平成12年から14年は1から5段階の3においては、年33,200円の保険料でした。今度の改正案では、基準額で82,200円と倍以上になってきています。

6期保険料を県内市町で見ても、森町は上位にあることから7期でも変わらないことが予想されます。保険料は嫌でも払わなければなりません。そこで自己負担を少なくしたいと思う利用者は多数いるのではないかと推測します。それは利用を抑制することに繋がります。保険制度の逸脱ではないでしょうか。子どもに迷惑をかけたくないと、老老介護や認認介護の家庭もあり深刻な状況と言わざるを得ません。

ある80代後半のご夫婦のおばあちゃんは、脳梗塞を患い、不自由な体になりながらも何とか外に出られるご主人をデイサービスを利用しながら面倒を見ていますが、デイで留守のとき「ほっとする、大変だがわしが元気なうちは面倒見なきゃ」と頑張っています。

今度の条例の一部改正による負担増に対し、法律で決まっているとか、高齢者が長生きするようになった、医療の進展で寿命が延びているから、核家族化が進んで介護施設利用が増えているから仕方ない、などと簡単に切り捨てていいのでしょうか。国、政府は消費税を8パーセントに引き上げ、更に10パーセント増税も決めていま

す。年金支給額も引き下げています。一方、社会保障費は年々抑制をしながら、大企業減税、軍事費増へと進んでいます。これでは国と地域を支えて頑張ってきた高齢者の皆さんやこれからの現役世代の人たちにとっても、安心できるわけがありません。

森町が静岡県内市町でのお達者度1位2位だとばかり喜んでられない現状が浮かび上がりました。町民の命と暮らしを守る防波堤として地方行政施策はますます重要になるとともに、国に対して、社会保障政策を国民の立場に立って進めることを強く求めていかなければならないと思います。弱い立場の国民、町民に重い負担をかけ続けることに絶対反対であります。このことを最後に申し上げまして、反対討論といたします。議員各位の賛成を求めます。

議長

( 山本俊康君 ) 他に討論はありませんか。

6番、小澤哲夫君。

6番議員

( 小澤哲夫君 ) 6番、小澤哲夫でございます。ただいま討論に付されております議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論をさせていただきます。

介護保険は40歳以上の全ての人が加入する保険であります。満65歳の月を迎えると第1号被保険者となり、介護保険被保険者証が交付され、私も昨年从高齢者の仲間入りということでもあります。同時にそれまでの国民健康保険料あるいは社会保険料と一緒に徴収されていた介護保険料とは別になり、町に介護保険料を納めることとなります。年金受給者になられている方が多いとは思いますが、その年金から天引きされることとなっています。65歳に達した当初の数箇月は、手続の関係から町からの納付書による納付のようでもあります。

今回の介護保険料の改定は、平成30年度から3年間にわたって適用されるものですが、現行の保険料基準額、月6,200円から6,850円へと650円の増となり、年額では7,800円増の82,200円となります。我々高齢者にとって確かに負担増とはなります。

しかしながら、少子高齢化の時代となり、高齢者の世話や経済的

な負担を、若い人たちに多くの負担をかける、強いていくのは、酷なものではないかと思われまます。町からの繰入金も割合が決まっています。森町は県のお達者度で常に上位にランクしている町であります。介護の世話にならない高齢者も数多くいます。

最後は介護のお世話になるかもしれませんが、高齢者本人、医療機関、介護施設、行政もその世話となる期間を少なくするそれぞれの努力が必要となります。お達者度・健康寿命を延ばしていく施策がますます必要になると思います。そして、高齢者の介護費用は、ある程度高齢者本人の互助でいくこともまた必要不可欠なことであると思います。

今回の保険料改定は増とはなるものの、負担しきれないほどの改定ではなく、また、これまでの保険料と同様に、低所得者にはそれなりの、高所得者にはそれなりの9段階に分けての保険料となっており、更に第1段階では保険料低減の措置も引き続きあります。制度の運営を維持し、高齢者に必要な介護を続けていく社会福祉のためにも、今回の保険料改定について賛成をするものであります。

なお、この改正条例に基づき編成された議案第27号「平成30年度森町介護保険特別会計予算」についても、同趣旨から賛成をするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議長 (山本俊康君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (山本俊康君) 起立多数です。

したがって、議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条

例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号「森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。

したがって、議案第8号「森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。

したがって、議案第9号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号「森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第10号「森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第11号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第12号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 ( 起立全員 )  
( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第12号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第18号「公の施設の指定管理者の指定について(森町吉川キャンプ場)」から日程第16、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田デイサービスセンター)」まで議案5件の討論・採決を行います。

お諮りします。  
この5件は討論・採決を一括して行いたいと思います。  
ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第18号から議案第22号までの5件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 ( 起立全員 )  
( 山本俊康君 ) 起立全員です。

したがって、議案第18号から議案第22号までの5件については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。

したがって、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第24号「平成30年度森町一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田彰君 ) 10番、西田です。議案第24号「平成30年度森町一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。

平成30年度予算案は歳入歳出72億1800万円の提案であります。この70億円を超える予算としては、平成16年に市町村合併を前提にしての大型予算編成(78億円余)から29年度までに一度だけ平成27年度予算編成(74億円余)があるのみであり、70億円超えは大型と言ってもいいのではないかと思います。

歳入では、町税において1.5パーセント減の23億1千万円余であり、地方交付税(15億円)や財調基金の繰入れ、臨時財政対策債を含む町債(5億7千万円余)が主な収入となっています。自主財源(自前で確保できる財源)は49.4パーセント、依存財源(外に頼ら

なくては入ってこない財源) 50.6パーセントと、例年とほぼ同じ程度となっています。そこで予算案の概要をいただいておりますので、これをもとに討論いたします。

教育関係予算、英語教育の支援や森中給食棟の冷暖房施設設置事業とともに、町民要望も一定程度応えているということで評価はいたしますが、町長が公約としている「人口減少、少子高齢化に立ち向かう」を考えてみると、昨年も今年度も代わり映えしない、物足りなさを非常に感じているのは私だけではないと思います。

ただ、次の公約は果たしていると思います。それは、前町長の施策を引き継ぐというものです。確かに大きくは変えられないでしょう。しかし、トップの交代があったんです。これを重点に町政を進めるんだという意気込みだけは見せてほしいと思います。

現役世代との意見交換でも、子育て世代の若者との交流会でも、アンケートでも共通する要望と施策は「子育て支援」であり「宅地の確保、働く場所」が上位を占めています。この問題は、町民と議会と行政の共通認識と捉えなければならないと考えます。

その意味から出産祝い金の第1子8万円はいただけません。10万円に戻すべきです。あえて言うなら、出生率1.78が現状ですから、2子目から15万円でも間違いではありません。

子育てでの心配は医療費にもあります。こども医療費完全無料化は中学生までの拡大が必要です。本予算では不十分です。県の高校生までの補助対象引上げは、当面考える必要はないと思います。宅地の確保も十分ではありません。農振農用地からの転換の可能性を見いだす努力に力をそそぎ、人口増加に結び付けなければなりません。

交流人口増加、観光客を増やす対策は必要でしょう。しかし、町民が減り続けて地域に人がいなくなるとは、どうにもならないわけです。

一部基金の使い道も納得できません。操出目的が決まっていない、ふるさと納税にかかる「ふるさと応援基金」は、目的を絞った重点

施策、おのずと決まってまいりますが、に決めるべきであります。

以上、反対意見を申し上げまして、私の反対討論といたします。  
議員各位の賛同をお願いいたします。

議長

( 山本俊康君 ) 他に討論はありませんか。

6番、小澤哲夫君。

6番議員

( 小澤哲夫君 ) 6番、小澤哲夫でございます。ただいま討論に付されております議案第24号「平成30年度森町一般会計予算」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成30年度の予算は、大型事業のない、いわゆる目玉がない予算だと言われるかもしれませんが「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の具現化に向け、その施策を散りばめたものとなっていて、まさにそれが目玉ではないかと思えます。

平成30年度に新たに行う事業、あるいは強化される事業として、役場組織の改編により定住推進課の新設及び防災係を防災課への格上げ、新生児へのブックスタート事業、小中学校における英語教育の強化、森中学校給食棟への空調設備設置、不登校等教育支援センター及び通級指導教室の開設、公園への遊具設置、麻しん風しん混合ワクチン予防接種、立地適正化計画及び都市計画マスタープランの策定、新田赤松線の予備設計、産業立地事業費補助金、町税のコンビニ納付導入などが挙げられます。

人口減少化に対応しての移住・定住の推進はもとより、空き家・空き地の活用に向けた取り組み、地域おこし協力隊の2名の増員などの経費を計上しての定住推進課の新設は、町民等の要望も踏まえての、分かりやすく利用しやすい窓口となり、時宜を得たものと考えます。

小学校幼稚園の非常用給水タンクの入替え整備、指定避難所等のAED更新等事業や消防団の活動に係る事務・事業など、減災・防災への取り組みなどを行う防災課への格上げは、これも町民に分かりやすくすることで、町民の安心感につながるものと感じます。

新生児を対象としてのブックスタート事業は、保護者とのふれあ

い及びより良い絵本を見ることによって、赤ちゃんが心豊かに育つこととなるものと思います。

平成32年度からの新学習指導要領完全実施に向けて、平成30年度から小中学校における英語教育の強化として、国のJETプログラム「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用してALT 4名の配置は、小学生の早い時期からの外国人による生の英語との接触は、今後の国際化社会への対応に向けて、役立っていくものと思います。

不登校等で学校生活に適應できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務を行う不登校等教育支援センターの開設、及び学习上・生活上の困難がある児童の改善・克服・自立を図るための通級指導教室の開設においては、小中学生への精神的な支援はもとより、小中学生を持つ保護者への安心感にもつながります。

森中学校給食棟への空調設備設置は、平成29年度からの学校給食棟への空調設備設置継続事業であります。子どもたちが快適に食事をする姿が目に見えます。

これらの事業や公園への幼児向け遊具の設置、麻しん風しん混合ワクチン予防接種も含め、継続される出産祝い金や、一部負担はあるものの子ども医療費の無料化、放課後児童クラブや幼稚園での預かり保育、各種子育て世代に対する学級開設など、特に子育て世代へのやさしさがにじみ出ている施策ではないでしょうか。これらを総合して目玉として考えてもいいのではないのでしょうか。

立地適正化計画及び都市計画マスタープランの策定、新田赤松線の予備設計、産業立地事業費補助金などの事業は、人口減少、少子高齢化社会の中、コンパクトシティが求められる今日、より住みやすい、より機動的で利便性のある森町として変わっていくために大きく影響する事業であると感じます。

これらの事業の他に言うまでもなく、新生児からお年寄りまで町民の生活や福祉に、また各種事業者などの経済活動などに密接な事業が継続されております。国・県からの支出金・補助金を受けての

事業も数多くあります。補助金を有効に活用して、町民の安全安心、利便性の向上、社会福祉の充実も含め各事業が円滑に図られ、進捗していくことと思います。人口減少、少子高齢化が議論される今日、これに対応する町の姿勢としての平成30年度の予算となっていると考えます。

多額な予算を必要とする事業が目玉であることも確かですが、一個一個の予算は少額でも、一つの方向を向いた諸施策も大きな意味で目玉として捉えたいと思います。他の市町と比較して突出した大きな施策や予算ではないかもしれませんが「遠州の小京都」らしい小回りの利く森町の良さを、森町の姿勢をさらに町内外にアピールしていくことが、今後ますます必要となります。町当局の行政手腕に大いに期待しているところです。

以上のようなことから、平成30年度森町一般会計予算について賛成をするものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議長 (山本俊康君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (山本俊康君) 起立多数です。

したがって、議案第24号「平成30年度森町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第25号「平成30年度森町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第25号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第25号「平成30年度森町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第20、議案第26号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第26号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第26号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第21、議案第27号「平成30年度森町介護保険特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。  
5番、伊藤和子君。

5番議員 ( 伊藤和子君 ) 5番、伊藤和子でございます。私は、ただいま討論に付されております議案第27号「平成30年度森町介護保険特別会計予算」に対しまして、賛成の立場から討論いたします。  
予算総額は2,258,992千円で対前年度比プラス3.1パーセントの計

上となっております。

全国的に少子高齢化の進展とともに、要支援・介護高齢者が増加する一方で、それを支える現役世代が減少傾向にあり、その中で介護サービスの質・量の充実が要請されることは森町も例外ではありません。

平成29年10月現在の森町の65歳以上の人口割合は、県内35市町中、11番目となっております。しかし、高齢者の人口割合で、65歳から75歳の割合が31番目と比較的低いのに対し、85歳以上の割合は22パーセントを超えており、県内では2番目の高さとなっております。

85歳以上の方のうち、約50パーセントが要介護認定を受けております。町全体の要介護認定者のうち85歳以上の認定者の割合は63.5パーセントを占めております。65歳から75歳未満の方の1人当たりの年間給付額は約52千円ですが、85歳以上の方の給付額は約870千円となっており、高齢になるほど、介護サービスの需要は大きくなり、介護給付費が伸びる大きな要因となっております。

このような状況を踏まえ、介護保険料の増加はサービスの低下を防ぎ、継続的に維持していくためには、私はやむを得ないと考えます。

要介護認定者等の増加に伴い、介護サービスの利用も年々増加することが見込まれ、今後も厳しい財政運営が続くと思われれます。

介護保険特別会計の中で、地域支援事業として使える予算枠は、国の制度によって定められておりますが、介護予防支援事業を積極的に展開し、多くの高齢者の参加を促す事業やボランティア育成事業の継続を評価いたしますが、まだ工夫の余地があるのではないかと思います。

要介護状態を防ぐ上で、各事業がどのような効果を生んでいるのかの評価・検証を重ね、必要な事業を精査しつつ十分な予算を投入することが求められます。このような点も踏まえて取り組みを進めていただければと思います。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わ

ります。

議長 ( 山本俊康君 ) 他に討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第27号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立多数 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立多数です。  
したがって、議案第27号「平成30年度森町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第22、議案第28号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第28号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第28号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第23、議案第29号「平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」から日程第25、議案第31号「平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」まで議案3件の討論・採決を行います。  
お諮りします。  
この3件は討論・採決を一括して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第29号から議案第31号までの3件を一括採決します。

議 長 本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )  
( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第29号から議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

10番議員 日程第26、議案第32号「平成30年度森町水道事業会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。  
10番、西田彰君。  
( 西田彰君 ) 10番、西田です。議案第32号、森町水道事業会計予算に賛成の立場で討論いたします。  
私は、今まで水道事業会計の予算に対し、常に反対を表明してきました。上水道水への消費税負担の解消及び遠州広域水道からの計画契約水量の見直しを求めるといふものです。  
消費税に関しては、明らかに逆累進課税ということで、反対の立場は変わりません。しかるに、遠州広域水道に関しましては、上下水道課職員による度重なる関係市町での会合や企業局との折衝を聞き及ぶことで頑張っていたらいただいているんだと感じております。厳しい水道事業の中で、少しずつではありますが、石綿管布設工事も進

み、自己水源の維持管理も一部継続し、その役目を十分に果たしていると考えます。

磐田市では、水道料金の値上げも実施される中、値上げせず頑張っている水道事業会計に反対はいかがかと考え、今回は賛成をいたします。しかし、2019年10月消費税の10パーセント引上げが実施されますと、その影響を見極めなければならないことになりかねませんことを申し上げまして、賛成討論といたします。議員各位の賛成をお願いいたします。

議長 (山本俊康君)他に討論はありませんか。  
(発言する者なし)

議長 (山本俊康君)「討論なし」と認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君)起立全員です。

したがって、議案第32号「平成30年度森町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

(午後0時05分～午後1時00分 休憩)

議長 (山本俊康君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27、議案第33号「平成30年度森町病院事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君)「討論なし」と認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立

願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 山 本 俊 康 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第33号「平成30年度森町病院事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28、発議第1号「森町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議 長 ( 職 員 朗 読 )  
( 山 本 俊 康 君 ) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。

ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 山 本 俊 康 君 ) 「異議なし」と認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 山 本 俊 康 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第1号「森町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第29、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。

第二常任委員会委員長、中根幸男君。

8 番議員 ( 中 根 幸 男 君 ) 第二常任委員会、委員長の中根幸男でございます。

森町議会が、平成28年から進めている人口減少対策の調査研究のうち、平成29年7月に実施した、20代から50代の勤労者との意見交流会で出された意見に係る、第二常任委員会所管の事案について、検討の経過と結果の報告をいたします。

まず、9月議会定例会で報告した以降、平成29年11月13日は、当

局にも出席をいただき、常任委員会を開催し、意見交換を行いました。その後12月13日、平成30年2月22日、常任委員会を開催、委員全員で議論の上、研究・検討し、当局への提案書としてとりまとめましたのでご報告いたします。

「森町の人口減少の理由と、森町に住みたくなる条件等」意見に対する提案について申し上げます。

(1) ショッピングセンターや商業施設について、第9次森町総合計画の基本の柱（産業振興）「活気あふれる産業のまち」等を踏まえ、町として商業施設等の誘致を推進する。また、まちなかにおける「拠点づくり」として、町屋や蔵等の活用による遠州の小京都を演出した、観光案内、観光商品・物産の販売の拠点の創出と多目的な活用方法を検討し、観光案内所や祭り会館的なものを新たに計画する。同時に「遠州の小京都まちづくり」の一環として、町並み修景（景観整備）等について検討する。

(2) 森町の豊かな自然環境に配慮し、太田川ダムの周辺にさくらや紅葉、蝟梅等を植栽するなど景観整備を進め観光誘客を図る。また、周遊散策と湖面の利活用等を積極的に進める。

太田川ダムやアクティ森を拠点として、サイクリング、オートバイ、キャンプなど利活用を図る。アクティ森については、釣堀など新たな計画や年間のイベント回数を増やす等検討する。また、中山間地域の活性化対策として、都市と農村の交流「ぶぶふの日」等を支援する。

(3) 農業振興と町の物産等の紹介を含め、東西交通の拠点である遠州森町PAの商業施設周辺を活用し農産物を販売する。

(4) まちづくりの一環として、普段意見を聞く機会の少ない「若者と町長と語る会」又は「若者会議」を立ち上げて意見を聞く場を設ける。

若者の交流を促進するため、ボルダリングやスケートボードなど、若者に興味がある施設を計画する。

(5) 木材価格が低迷する中、森林資源の保全等を視野に木材需

要拡大のため、現在の「森町地域材利用木造住宅建築事業費補助金交付要綱」等補助制度は、年数が経過しており抜本的な見直しをする。

また、これにつきましては、各市町で移住・定住対策として住宅を新築した場合の補助制度を実施しており、前向きに検討をおねがいしたいと思います。

(6) 住宅街については、第9次森町総合計画や森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、宅地等の販売可能な袋井市に隣接した南部地域について、民間開発を含め住宅団地の造成等を検討する。具体的な開発エリアとしては、牛飼、中川、市場周辺などが考えられる。

(7) 宿泊施設については、民間開発ができる場所がないか検討する。特に「さざんか荘」の跡地は、眺望も良く民間業者に紹介・斡旋する。

民泊制度の改正が行われたので、民泊の利用促進を図る。

空き家、空き地、遊休地の情報を発信したり、地域おこし協力隊の活動を支援する。

(8) 若者が遊べる場所、居酒屋、レストラン等については、民間開発や、商工会とも連携し、対策を検討する。

天竜浜名湖鉄道と遠州鉄道との接続や、ダイヤ改正により終電を遅くする等検討をお願いする。

(9) 木材価格が低迷し山林の荒廃が進んでいるので、森林環境税等を活用し、計画的な間伐等を推進して森林資源の保全を図る。

(10) 町のPRの方法については、ホームページを活用したり、各種イベントやトウモロコシの直売所等で観光パンフレットを配布する。

(11) 森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、移住・定住の促進に向けて、お試し移住等を実施する。

商工会や社会福祉協議会と協調し、都市と農村、山間地と山間地等の婚活ツアーを支援する。

(12) 都市計画道路新田赤松線については、町にとって重要な政策課題である。家屋の移転等課題も多く、多額の予算も必要となるため、計画的に事業を推進する。

(13) 道路が狭く、暗いというマイナスイメージを持っている人が多い。県道や町道等、道路の維持管理上必要な場所は、道路照明灯や街路灯を設置し、その他については、町内会の要望により防犯灯を設置する。

(14) 森町袋井インター通り線については、円田地内の1.2キロメートル区間について、早期に着工できるよう事業を促進する。

(15) 観光地への道路整備については、具体的にどこか絞り込む必要があるが、陣屋峠から小國神社、大洞院に通じる道路は、カーブが多く、舗装も損傷しており、支障木等により通行しにくい箇所もあるので、改善が必要である。

(16) 掛川天竜線の警察署森分庁舎の東、ローソンの交差点は変則で、交通量も多く、特に周辺に企業の進出があり、通勤時に混雑し危険であるので、交差点の改良をする。

(17) 太田川は「遠州の小京都まちづくり」に重要な役割を担っており、適正な維持管理を引き続き県に要望する。また、河川の維持管理は、地域住民の協力が必要であるので、町内会等の活動を支援する。

以上の通り、第二常任委員会として17項目をとりまとめましたので、議長から町長に提案書として提出をしていただき、町政に反映していただきますようお願いをいたします。

なお、平成30年4月1日からは、役場の組織が変わり、第一常任委員会に所属していた、人口減少対策に係る移住・定住関係等の事案が、第一常任委員会から第二常任委員会に引き継ぐこととなりますので、それらについて調査・研究していくことを申し上げ、委員長報告といたします。

議長 (山本俊康君) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第30、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番、岡野豊君。

4番議員

( 岡野 豊 君 ) 4番、岡野豊でございます。議長のお許しをいただきましたので通告のとおり、保育園入園待機児童ゼロへの取り組みについて町長にお伺いをいたします。

子育て世代の方々の悩みは、子どもさんを保育園に預けられて、安心して働ける環境が整うことであると思います。保育園に入園できるかどうか、その後の生活に与える影響が大きく、子育てで就業できない場合には、生活費に直接影響することになります。

子育て支援として、森町では、平成28年度から5つの幼稚園において預かり保育を実施しております。0歳から3歳未満児の小規模保育所もありますが、3歳になるとまた保育先を探さなければならなくなります。

子育て世代にとっては、大変不安な状況であります。保育園入園待機児童ゼロへの取り組みが、森町が抱える人口減少問題、少子化対策等への対策の一つの重要課題であると考えます。

そこで太田町長に、以下の4点につきまして伺います。(1) 3月現在の来年度の各園の入園状況、待機児童の有無は。森町の2保育園の定数と、来年度予定保育園児数は何人か。(2) 無認可保育園に通園する園児数並びに認可外保育施設利用料助成金受給者数は。(3) 保育士の宿舍借り上げ支援利用者数と、その者の出身地は。新たな取り組みに対する町長の評価はいかがかお伺いします。

(4) 保育士確保のための取り組み、保育士免許等取得に対する町の助成制度等の新設についての考えはないか。

以上、4点につきまして町長にお伺いをいたします。

議 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) 岡野議員の「保育園入園待機児童ゼロへの取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

1点目の「3月現在の平成30年度の各園の入園状況について」申

し上げます。平成30年度の各園の入園状況ですが、4月1日時点では、ときわ保育園が115人、摩耶保育園が104人、もりの保育所が16人を予定しております。5月以降での入所希望もあるため、年度末にはときわ保育園が125人、摩耶保育園が122人、もりの保育所が19人となる見込みです。

2 保育園の定員につきましては、ときわ保育園が定員120人、摩耶保育園が定員100人としております。保育園は定員を定め、定員内で保育を提供することとされており、この数字は、国や県の負担金・補助金の基礎数値となるほか、受入数の目安として公表しております。ただし、需要増大への対応等、やむを得ない事情がある場合は、弾力的対応を可能としておりますので、入園希望が定員を超える場合、基準を確保しつつ1.2倍程度まで受入れを可能としております。このため、摩耶保育園では、園児と保育士及び施設面積等確認の上、当初から弾力的対応による104人の受入れとなりました。

保育所の基準では、保育士1人が担当できる子どもの数は、0歳児では3人まで、1歳児・2歳児では6人まで、3歳児では20人まで、4歳児・5歳児では30人までとされており、また、園児1人当たりの確保面積基準として、乳児室は1.65平方メートル、ほふく室は3.3平方メートル、満2歳以上の保育室は1.98平方メートルが必要とされています。

こうした状況の中、平成30年度は、受入れ可能数を超えての入所希望がありましたので、26人に保留通知を出しております。このうち預かり保育を利用しながら幼稚園へ入園予定のお子さんが6人、認可外へ入所予定のお子さんが8人、育児休暇延長予定のお子さんが12人となっています。この中には、育児休暇延長のために、あえて保留通知を希望された方もありますが、預け先がどこもなく完全待機の児童は4月1日の時点では発生しない見通ししております。

2点目の「無認可保育園に通園する園児数並びに認可外保育施設利用料助成金受給者数」について申し上げます。無認可保育園は、その運営経費が国庫負担の対象外のため、入所に当たり「保育認定」

も不要のため、あえて調査しなければ確実な情報が得られないところでございます。したがって、町は無認可保育園に通園する全体の園児数は把握しておりません。

町では認可保育施設を希望し「保育認定」を受けながらも入所不可となったため、やむを得ず無認可施設を利用しているお子さんを対象に、認可施設より高額な設定が多い無認可施設の保育料について、月額1万5千円を限度として、申請に基づき補助をしております。この「森町認可外保育施設利用料助成」の受給者数は、現在児童12人11世帯となっております。なお、助成対象につきましては、お勤め先の企業等が設置する従業員用施設利用の場合は、除外させていただきます。

3点目の「保育士の宿舎借り上げ支援利用者数とその者の出身地、取り組みに対する町長の評価」について申し上げます。現在、ときわ保育園、摩耶保育園ともに1名ずつの利用がございます。ときわ保育園の対象保育士は、牧之原市出身で平成27年度採用の3年目の職員です。摩耶保育園の対象保育士は、駿東郡清水町出身で平成29年度採用の職員です。借り上げ宿舎の所在地は、袋井市内及び掛川市内と町外ではありますが、町としましては、雇用の安定と保育士確保策として、一定の成果を上げているものと評価しております。

4点目の「保育士確保のための取り組み、保育士免許等取得に対する町の助成制度等の新設についての考え」について申し上げます。町では、保育士確保の取り組みといたしまして、町内保育園の保育士募集について、回覧等へ掲載することにより周知を図るほか、浜松市・静岡市さらには愛知県方面の大学等保育士養成機関を保育園と一緒に訪問し、就職先や保育実習先として町内施設の選考要請を続けているところです。訪問の折には「保育実習など現場を体験することが就職につながる」等ご助言をいただけることもあり、町内保育園へ情報提供するとともに、今後も引き続き、大学等保育士養成機関を訪問し、保育士の安定的確保に向けた支援を継続していきたいと考えております。

また、資格取得支援につきましては、助成事業を展開することがどの程度森町のメリットになるか図りかねているところですが、県におきましては「保育士資格取得支援事業」や静岡県社会福祉協議会へ委託して貸付事業を実施しております。貸付事業としましては、資格取得を目指す学生を対象とした修学資金貸付事業のほか、資格取得を目指す職員を雇用している事業所を対象とした保育補助者雇上費貸付事業、有資格者の再就職支援として就職準備金貸付事業等を展開しております。これらにつきましては、町でも広報等で広く町民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

今後は、町といたしまして、資格取得支援が町内保育園の保育士確保へどのように繋がるか等確認しながら、補助制度を検討してまいりたいと存じます。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議 長  
4 番議員

( 山本俊康 君 ) 4 番、岡野豊君。

( 岡野 豊 君 ) ご答弁ありがとうございます。最初に質問させていただいた4点につきまして、ご質問させていただきたいと思えます。先ほどの1問目の4月1日以降の保育園への入園予定者数ですけど、ときわ保育園が115人、摩耶保育園が104人ということでお聞きしました。それから保留が26人いらっしゃるということでもあります。その中に、預かり保育に6人ということでもあります。また、認可外保育所に8人ということだったと思いますが、やはり、この保留になった26人の方、やはり考え方からすると、この方たち、やはり待機という、認可外に入って4月1日からは預けられるというかたちですが、認可外でありますので、やはり公立の森町の保育園に入園したいということでもあります。またですね、ときわ保育園120人の定員から1.2倍の緩和策があるということではありますが115人ということは定員の120人を割っていると、更に20パーセント上乘せということになりますと、もう少しとれるのではないかといいことだと思えますけども、そこのところ115人、26人をどうしても保留というかたちにしなければならなかったという理由をも

う一度お聞かせをいただきたいと思います。

それから2問目の無認可保育園に通園する園児並びに認可外保育施設の利用助成金につきまして、本年度から実施をしていただきまして11世帯で12人の実績があるということでお聞きをしました。1,275千円が実績ということであるようです。

月15千円で85件ということでお聞きをしたわけですが、これほど大勢の方が利用しているということですのでございます。保護者の方からは、大変喜ばれているということで、大変有り難いなというふうに思っております。ただし、先ほども申しましたように、この方、保育園に入所したくても入れなかったということがありますので、保育園の待機がなくなるということ、まずお願いをしておきたいということでもあります。

まず、この制度ですが、今年29年度、初年度ということで、やはり待機児童ゼロを目指す上にでも、安心して預けられることのまず一つとして、この助成制度を継続をしていただきたいと思えます。町長、今後継続していただけるということで、町長のお考えを再度伺いをします。

それから、保育士の宿舎の借り上げでございます。これにつきましても、ときわ保育園、摩耶保育園、保育士各1名利用していただいているということですのでございます。欲を言いますと、袋井・掛川というところにお住まいでなく、森町に住まいをしていただければと思えますけれども、この制度ができて、遠方から来ていただいている保育士の方の通勤の安全性、そういったものが確保でき、森町の保育士の確保もできるということで、一定の成果を上げているということで町長のお話もございました。

この制度につきましては、県の方からもお金が来ているというふうに思えますけれども、今後とも、この枠を増やしていただくなりして、遠方から保育士免許を取得している方が1人でも多く森町に来ていただきたいということを願って、この事業につきましても継続をお願いをしたいというふうに考えますけれども、この継続性につい

ての町長のお考えを再度お聞きします。

最後に4点目でございますけども、保育士さん不足対策として、国の制度として幼稚園教諭の免許状を有する者における保育士資格取得特例というものがございまして、平成26年度から平成31年度、あと30・31と実際には2年ということで特例制度がございまして。保育士さんが不足しているということで、聞いているわけですけど、我が町ではこのような制度を活用して、保育士の資格を取得していただきまして、保育士さんの免許取っていただいて森町に勤務していただくということができないかなというふうに思っています。

この特例制度につきましては、幼稚園の教諭の免許持っている方、それから実際に働いてる方にこういう資格を取っていただいて、将来、保育士さんになっていただければということで考えております。

この特例制度の学びでは、最大8単位ということで、2単位4教科、通学制の場合は20日間程度で取得ができるということで、受講を前提、通信もあるようですけども、7万円弱ぐらい費用がかかるということで、調べてみたらそういうこともありました。お金も7万円ほどかかりますので、そういった後押しで、できれば幼稚園教諭を取得している方が、また将来の保育園にお勤めになる、いずれは幼保園のそういった勤務も可能となりますので、そういった今町長のご答弁にありましたけども、もう一度そこら辺を、効果があるのではないかとというふうに私は考えますけども、もう一度検討をしたいという町長のご答弁に対して、もう一度ご答弁をお願いをしたいと思います。

議 長  
保健福祉  
課 長

( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。ただいまの岡野議員のご質問にお答えをいたします。まず1点目のときわ保育園の園児の年度初めの定員120に対して115名というところでございますけども、先ほど町長の方から答弁がございましたけども、保育園入園に関しましては、保育士の基準、施設の基準というところがございまして、このときわ保育園につきましては、保育士の基準、0歳児が

3人までというような、そういったところの基準の中で、受入れをするための保育士さんが不足しているというようなところで、定員が115名と。あと年度末のことも考えてということで、当初のスタートが115人というようなところでスタートいたしました。最終的に年度末では、125人を予定しているというところがございますので、そういったところを考慮してのスタートということでございますね。

それから、2点目の認可外の方の助成制度の継続ということでございますけれども、やはりそちらの方につきましては、家庭等のもろもろの事情等もございまして、やむを得ず認可外へ行くというような方もございますので、この制度につきましては今後とも継続をしていきたいと思っております。

3点目の保育士の宿舎借り上げ事業でございますけれども、枠の確保といたしましては、平成30年度予算につきましては、4名の方の枠ということで予算計上をさせていただいております。確認をいたしましたところ、30年度は更にこの制度を活用して就職をしていただけるという方が1名いらっしゃるということでございますので、平成30年度につきましては3名の方の利用というようなことございます。これも、やはりですね、保育士確保のためには必要な制度と考えておりますので、継続をしていきたいと思っております。

4点目の特例制度の関係につきましては、議員がおっしゃるとおり、幼稚園教諭の資格を持っている方が、資格を取得するということの特例制度でございますけれども、果たしてその制度を利用して森町の2保育園の方に就職していただけるかどうかというようなことが考えられるものですから、この点につきましては、検討をしていきたいと思っております。以上です。

議長  
4番議員

( 山本俊康君 ) 4番、岡野豊君。

( 岡野豊君 ) ありがとうございます。ときわ保育園の定数、摩耶保育園の定数につきましては、実際には保育士さんが不足しているということで、また年度末にはときわ保育園さんは125

人、摩耶保育園さんは122人ということでお考えだということでございますが、できればもう少しとっていただければ、ということもちょっと思いました。認可外保育所の利用につきましても、継続でお願いできるということで安心をいたしました。

保育士の宿舎借り上げ、4人枠を計上してあって、30年度は3人利用するという予定になっているということで、これも私も効果が出ているのかなというふうに思います。

4点目の保育士の免許の取得の助成につきましては、時限がありますので、こういったことをもっとPRしていただければなと思います。ただ、やはり幼稚園教諭ということで、幼児をみている方が、この資格をとって保育園ということで、0歳児から、もっと小さいお子さんをみるということですので、個人的な考え方もあろうかと思えますけども、そこでちょっと町の方で後押しということが望めればなということで考えますので、そちらの方を検討を、町長がおっしゃいましたように、検討をお願いしたいと思います。

それから、待機をゼロということで、やはり最終目標は、森町に住んでいただくためにも、若い皆さんが森町に住むためには、やはり保育園に安心して入れるということだと思います。先日、新聞に出ましたけども、今年の春から認可保育所に入るための1次選考で落ちた0歳から2歳児が、政令市など66自治体で3万5千人いたということで新聞報道がされました。調査の対象は、東京23区と、静岡県では浜松市、静岡市、これは政令市ですけども、に加えて昨年4月待機児童が100人以上いた87の市区町村で待機児童の大半を占める0歳から2歳児の認可保育所の4月入所1次申込数と受け入れ枠を、回答した66の自治体だったそうですけども、その中で新潟市、静岡市、熊本市は受入れが申込みを上回ったということでございました。回答した58自治体の申込数は1,695人増えたのに対して、受入れ枠が7,904人ということで、増加をしていたということだそうです。これが前年より不足数を減らした自治体は、全体の8割が不足数を減らしたという調査の結果だったということです。保育所の

増設など積極的に進められたものだということで新聞には書かれておりました。

私、近隣の来年度の予算を、子育てに関連する、こういった保育園に関わる予算を調べてみました。磐田市では30年度、来月（4月）既存幼稚園2園をこども園に移行しまして、保育園枠を135人分増やすと。2021年までに全体の保育園枠を350人に拡大するというところで、磐田市は打ち出しております。

袋井市でも30年4月（来月）ですけども、民間保育園の60人定員で認可が下りまして、これは認定こども園ということでオープンするそうです。平成34年4月の開園予定で420人ほどの増を図るといふ計画だそうです。

掛川市におきましても、若い世代の定住や移住が不可欠ということで、未来を見据えて子育て支援に力を入れた予算を計上して、こども園を2園、今月着工ということだそうです。それともう2園ですね、設計費の計上したということでございます。掛川市の南部の方に、着工と設計で含めて4園、認定こども園ができると。

菊川市におきましても、幼稚園と保育園の4園をこども園2園に再編すると。

浜松市でも2019年4月には530人分の定員の増を図るといふ、こういった計画を、具体的に、来年度の（30年度の）予算に上げているということでございます。

磐田市でも135人増やす、袋井市でも60人増やす、安心して子育てができる環境を整えることが必要ということで、お隣、この近隣の市では具体的に子育て世代に対しての施策を打っているというわけで、近隣市と森町の差はこのままでは、ちょっと広がってしまうのかなということで、大変人口も減少している森町でありますので、大変危惧をしているところであります。

無認可保育所に通う児童も待機児童でありますので、この解消策をやはり考えなくてはいけないのかなと。幼保連携型こども園を新たに建設した場合、これは森町に置き換えますと、森町単独の事業

となると。国からの補助金はないということで、先日磐田市の方に第一常任委員会で調査に行かせていただきまして、そのようなことをお聞きをしてきました。今こういった認定こども園を作るということはなかなか難しいかと思えます。ときわ保育園さんでも125人、年度末でみていただいていると。摩耶保育園さんにつきましても122人ですか、みていただけるということで取り組んでいただいておりますし、また、摩耶保育園さんにつきましても、新たに園を考えていらっしゃるということもございます。

これは提案なんですけども、森町の幼稚園の中で1園でもいいですから、少人数の保育園枠の幼保園というかたちに、現在の施設を使って移行したらというふうに考えますけども、こういった考え方につきまして、太田町長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 岡野議員から近隣の市の取り組み等をご紹介いただきながら、森町でどこか、公立の幼稚園の一園に保育園を併設といいますか、幼保園を検討したらどうかというご提案がございました。議員もご承知のとおり、森町においては、幼稚園が公立、保育園が私立という状況で、ずっときておりますので、そのすみ分けをどうしていくかということは一つの課題であります。議員が強調されておりますように、待機児童ゼロを目指していくということは、森町にとっても非常に重要な、そして、大切な課題でありますので、その課題に向けて様々な検討をしてまいりたいと考えております。

今年度、森町学校のあり方検討会を、教育委員会で開催をしまして、学校のあり方、特に小学校・中学校のあり方について、森町全域からいろいろなご意見をいただいたり、またアンケート聴取をしたりして、検討が進められてまいりました。

先日、その答申が教育委員長に出されたわけではありますが、私もその内容を拝見させていただいて、その中に、幼稚園につきまして

も、幼稚園の再編を望む声が多数あることから、預かり保育の拡充や保育機能を併せ持つ認定こども園への移行等の研究が必要であると思われる発達並みの連続性を踏まえた幼児教育を推進するために、幼稚園がどうあるべきかの検討を望むという、そういう提言がございました。

そのようなことを受けまして、また、私も以前からこの幼児教育については、どうあるべきかということを考えておりますので、本年度は役場の組織の再編を検討し、4月1日からは、新たに定住推進課を設けることといたしました。これは森町の抱える喫緊の課題である人口減少対策に取り組んでいくために、こういった組織変更を行うわけではありますが、役場の組織は、これでいいということではなくて、日々ですね、柔軟に対応するにはどういう組織であるべきかということ柔軟に考えながら、なお再編に向けて、検討を進めてまいりたいと思っております。

そのような中で次の再編の課題となるのは、先ほど申し上げました幼児教育、幼児期の子どもさんのどうあるべきかということだと思います。そのために保育園は、現在保健福祉課が担当、幼稚園は学校教育課が担当ということで、これは国の省庁が分かれていることもあり、そういった縦割りの組織で町の組織もなっておりますが、やはりこれをですね、1つにまとめて、就学前の子どもを3の教育・保育等についてどう考えるべきかという観点から、そういったことも考えながら、次の組織再編について、検討を進めてまいりたいと思っております。

ただいま議員からご提案をいただきました事柄も含めて、今後も、人口減少対策の一環として、また子育て教育の一環として、この保育園・幼稚園の問題について、取り組んでまいりたいと考えております。

議長  
2番議員

( 山本俊康 君 ) 2番、加藤久幸君。

( 加藤久幸 君 ) 2番、加藤久幸です。私は先に通告した「文部科学省が進める英語教育の早期化について」という質問でござい

ます。文部科学省によると、日本の教育の基本原理は、基礎的な知識及び技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、及び主体的に学習に取り組む態度から構成される確かな学習力のバランスのとれた育成が重視されるとされています。

また、それを実現するための教え方の視点から新学習指導要領では、主体的・対話的な授業改革を目指しています。英語教育においては、従来の言語に関する知識・知能偏重の教育から、英語を使って何ができるかという「CAN-DO」を到達目標に捉えることにより、子どもが能動的に英語を使って考え、判断し、表現できるようにすることが大切だということになります。

つまり、今後は、英語の何を知っているかではなく、英語で何ができるかが大切になると思います。平成32年度から実施される新学習指導要領完全実施に向け、文部科学省が進めるグローバル化に対応した英語教育改革実施計画について、今後の課題と効果について教育委員長のご所見を伺います。

議 長  
教 育 長

（ 山本俊康 君 ）教育長。

（ 比奈地敏彦 君 ）加藤議員の「文部科学省が進める英語教育の早期化について」のご質問でございますが、教育委員長に代わりまして、私、教育長からお答えいたします。

近年、海外からの観光客が大幅に増加し、日常生活の中でも外国の方と触れ合う機会が増えております。加えて、来年開催されるラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなど、様々な面でグローバル化が進み、英語によるコミュニケーション能力の必要性が高まってきているところでございます。

そのような中、国においては、小学校における英語教育の拡充強化、中学校並びに高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図るとしまして、平成26年度から随時改革が進められています。森町においても、国際社会や地域社会で心ゆたかであぐましく生き抜くことができる若者を育てるため、英語教育に力を入れているところでございます。

その1つ目として、本年度から小学校においては、1年生から4年生までを対象に、英語教材「スイッチオン」というんですけれども、そういうものを使って、短時間学習を進めています。早期から英語に触れる・親しむ経験は、聞く力を育て、耳を慣らすとともに、外国語活動や教科の「英語」を学習する上での抵抗感の軽減、さらに、英語力の向上につながっていくものと考えております。

2つ目は、平成30年度から、JETプログラムを活用し、小学校2名、中学校2名、計4名のALT（外国語指導助手）の増員を図ります。より多く生の英語に触れることができるとともに、異文化理解を深めることにもつながると期待しています。これは、国で示している「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に沿って進めるものでもあります。

ご質問の「国の計画に基づき町が英語教育を推進していく上での課題と効果は」ということですが、ご承知のとおり、平成32年度から、小学校5・6年生で英語が教科化されますが、小学校には英語の免許を持った教諭がほとんどいませんので、今後は、指導者の確保、教諭の不安感による高学年担当希望者の減少、時間割の編成等が課題になってくるものと思います。

この対策としまして、国や県が行っている指導力向上のための研修制度というものを活用するとともに、先ほども申し上げたJETプログラムによるALTに授業の補助をお願いすることで、担任の発音に対しての不安感を軽減していきたいと思っております。

一方、計画に基づき実施していく上での効果ということですが、これは、本町に限りませんが、小学校から計画的に英語教育を行うことで、中学校・高校への段階を通じた英語教育が充実していき、生徒の英語力の向上につながるものと思います。

いずれにしましても、担任が安心して積極的に授業を行うことが大切ですし、それによって、子どもたちにも良い影響が与えられるものと思いますので、国や県の制度を活用しつつ、教育委員会としましても、できるだけのことをしてまいりたいと思っております。以上申

議長  
2番議員

し上げまして、答弁とさせていただきます。

( 山本俊康君 ) 2番、加藤久幸君。

( 加藤久幸君 ) グローバル化が進む中のJETプログラムのALTの増員ということと、26年度から改革を進められる中の「心豊かでたくましく」ということで伺いました。また、今後の課題としての指導者の確保ということも、ただいま伺いました。

外国語活動の目標及び内容についてですが、目標として「聞くこと」「話すこと」「発表」の3つの領域別に目標を設定するとされています。指導体制についてですが、外国語科及び外国語活動の指導者には、豊かな児童理解と、高まりあう学習集団づくりが求められ、学級担任の存在などは欠かせなく、加えてネイティブスピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得ることも考えられます。

英語、外国語科の指導計画の作成は、学級担任の教師又は外国語を担当する教師が行い、外国語の授業を実施するに当たり、教師の指導力向上が求められ、また専門性を有する教師が教科指導を行うなど、校内体制の整備を進めることも必要であると考えます。外国語活動の指導計画の作成や事業の実施は、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うとされています。

また、授業時数についても、高学年において、新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動の内容に加えて、外国語科の内容を取り扱い、中学年においては新たに年間15単位時間を確保し外国語活動を実施する。授業時数の確保のために、特に必要な場合は、総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の時数を減ずることができるかとされています。また、教材についてですが、高学年において現行学習指導要領に対応している教材「Hi, friends!」や、新学習要領に対応している教材「We Can!」から必要な内容を取り扱う。中学年においては、現在文部科学省が開発している新学習要領に対応した教材から必要な内容を取り扱うとされています。

新学習指導要領の完全実施に向け、伴う諸課題について、私なり

に調べた内容について、少し述べさせていただきます。内容としまして、3・4年生の外国語導入について、小学校段階において、そもそも英語が必要なのかといった疑念がある。国語力の低下が叫ばれている中で、なぜ英語の時数が増えるのか、理解に苦しんでいる教員も多いと伺っています。

また、5・6年生の英語教科化についてですが、1つ、自信を持って英語を教えられる教員が少ない。2つ目としまして、勤務時間内に教材研究をするため、時間が全く取れず、英語の指導方法や専門的知識を学ぶための研修の時間も少なく、かといって単純に増やせば良いかというわけではなく、なぜなら現場では英語・外国語活動以外にも、やること、やらなければいけないことが多く、それだけで精一杯の状態にある。3つ目としまして、時数増となるがモジュール事業をした場合、ALT (Assistant Language Teacher) などと協力して指導することが困難になる。4つ目としまして、CDやDVDなど視聴覚教材、電子黒板など、環境整備に遅れがあり、そうした機器を使いこなせる教諭も少ない。基本的に担任が指導することになりますが、中学入学時に英語嫌いにしてはいけないというプレッシャーが重くのしかかっている。6つ目としまして、評価をどうしていくか見えない部分も多く、道徳も評価し、英語も評価していくことになるため、教員への負担は間違いなく増加することです。以上申し上げまして、教育委員会のご所見を再度伺います。

議長  
教育長

( 山本俊康 君 ) 教育長。

( 比奈地敏彦 君 ) ありがとうございます。加藤議員にはトータル的に、背景又は課題、効果等について、加藤議員が思われている部分についてのご所見をお聞きしました。私等については、教育委員会サイドということで答弁をさせていただきます。

1点目は、順不同でございますが、学校現場の教員が、この改革によって不安を持っているということに対する手立て等について、回答をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご承知のとおり、静

岡県は「L E T S」というような制度を、今年度創設します。

これは静岡県ならではの取り組みでございますけども、要は英語の免許を持ってないけども、L E T Sを通して資格を与えると。そういう教諭を、先ほど言ったように、学校現場では不安感があるので、そういうL E T Sを持った、認定教諭を少なくともそれぞれの学校に1名ずつは置きましょうという取り組みが始まっているところでございます。平成28年度から続いて、できれば32年の完全実施のところまでには、県としてはそれぞれの学校に1人ずつL E T S認定者を設けると、そういうようなところを目指しているところでございます。

それと、もう1点でございますが、先ほど、議員のお言葉の中に時数的なところを触れられていました。15時間とか30時間とか、実際には本年度から先行ですね、要するに経験、本番を迎えてのトレーニングが始まるわけです。そういう中での時数は15とか30という言葉が出ますけども、本当に始まったならば、高学年又は中学年においてそれぞれ1時間増えます。特に問題になるのは、高学年でございます。高学年については、今35時間やっておりますが、実際には70というふうになっていきます。本当に1時間増えます。

ですので、そこについての時数の調整について、どうあるべきかというのが、今後どの学校においても課題になります。ただ、学校としてというのじゃなくて、磐周として取り組んでいる一つの大きな姿として、磐周2市1町で教育課題検討委員会というものを設けてございまして、それぞれ英語又は様々な教育課題がこれから起こるわけですが、そういう問題について、まず磐周という組織でいろいろ考えていきたいと思います。それを、答申を協議会というところにあげてですね、そこで何らかの方法を見つけあって、それをもとに磐周（磐田・袋井・森町）の各小中学校は基本的にその決まったところについては遵守し、というんですかね、もちろん特質的にそれぞれの学校に合った取り組みもしますけども、基本的には足並みを揃えて取り組んでいきたいと思います。そういう考えになってお

りますので、是非ご理解をお願いしたいなど、そのように思います。

ですので、近隣の中でいく、これからの負担感の中で、授業が増えるのだったら授業時数も増えてどんどん大変になるよという流れも分かりますが、現有では、森町については、本年度は予備時数というのですか、ゆとりの時間がそれぞれあるものですから、その時間をまず使ってですね、学校現場に不安感を与えないように、本番になっても同じような時間帯でまず取り組んでいきましよう、そういうような取り組みをすることでございますので、是非ご理解をお願いしたいなど、そのように思います。以上です。

議長

( 山本俊康君 ) 2番、加藤久幸君。

2番議員

( 加藤久幸君 ) 学校現場では様々な問題をこれからクリアしていかななくてはいけないということがよく分かりました。

小学校の英語学習塾保護者並びに一般小学生の保護者、計1,000人を対象にした子どもの英語学習に関する意識調査ということで、参考までに少しご案内したいと思います。英語教育の早期化、小学校5・6年生の英語教科化、ともに約6割の保護者が賛成ということで伺っています。

小学校英語早期化については、英語学習塾保護者で約66パーセント、一般保護者でも約62パーセントが良いことだと思いと回答しています。特に、英語学習塾保護者では「もっと引き上げるべきだと思う」と合わせると88パーセントが早期化を要望しているという結果となりました。その理由としては「世の中のグローバル化に対応するため」がトップとなりました。

また、小学5年生からの英語教育化についても、英語学習塾保護者・一般保護者それぞれ6割の方が、ほぼ同等の割合で「良いことだと思」という回答結果ということでございます。その理由については「現在の英語学習では内容が十分でないと思から」がトップとなりました。英語教育の変化に伴う不安、自身の子どもへの影響よりも、学校の授業運営が勝る結果になり、特に教科として教えた経験のない教員に授業ができるのかは約6割以上の保護者が、不

安と感じています。

早期化、教科化をはじめとする小学校の英語教育の変化において、自身の子どもへの影響と、学校の授業経営、それぞれに不安に思うことを尋ねたところ、子どもへの影響としては、一般保護者では学習時間増による負担が大きくなるのではないかと、子どもが英語に対して苦手意識を持つのではないかが同率でトップとなったものの、全体では特になしが最も多く票を集める結果となりました。

一方、学校の事業経営については、これまで英語を教科として教えた経験のない小学校の教員に授業ができるのかという回答が、英語学習塾保護者・一般保護者ともトップとなり、全体の6割以上の保護者が不安に思っているということが浮き彫りになりました。特に、英語学習塾保護者では380名の4分の3の方が不安に思っているという結果となりました。

以上、様々な問題を抱えているということを伺っております。以上、申し上げまして、教育長のご所見を再々度伺います。

議 長  
教 育 長

( 山本俊康 君 ) 教育長。

( 比奈地敏彦 君 ) 加藤議員のご質問にお答えいたします。答弁内容そのものについては、先ほどと重複します。

今加藤議員がおっしゃったように、今回の英語を教科として取り入れるということについては、国を挙げての施策でございますので、ご理解をお願いしたいし、それに対する現場の各学校、市町の取り組みについても、自主性としての判断を任せられています。

ただグローバル化という言葉に流されずにいきたいというのが、自分自身の正直なところでございます。ご承知の通り、小学校の6年生5年生に英語が始まったからといって、流暢に英語をしゃべるということを求めている訳ではございません。あくまでも英語科というのはツールでございます。ですので、中学年で言えば、本当にコミュニケーション能力の素地を培っていこうとか。高学年等については、それでも教科になりますので、中学校の英語とのつながりの中で「話す、聞く、書く、読む」、この4領域がもうここで

確実に入ってきますのでね、そういう意味ではやっぱりこの試行段階を通じて、英語嫌いにしないためにも、やっぱり初歩的な英語の運用能力っていうものはきちっとつけていきたいなど、そのように思います。

ですので、森町においても学校の負担感、教師の不安要素、そういう部分についての声に傾けながら、できる範囲の中でという部分で、現有の取り組みを着実にさせていただいているところでございますので、是非ご理解をお願いしたいなど、このように思います。

議長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。

(午後2時11分～午後2時20分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、伊藤和子君。

5番議員 (伊藤和子君) 5番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしました「森町こども医療費助成制度の18歳までの拡充について」と「民生児童委員の現状と課題について」の2問を町長にお伺いいたします。

静岡県の平成30年度当初予算が成立し、10月から「こども医療費助成制度」の対象が高校生年代まで拡大されることになりました。この制度は、県の補助を受けて、各市町が子どもの通院費や入院費を助成する、子育て世代にとっては大変有り難い制度であります。

既に拡大済みの7市町を除く、28市町のうち、26市町が実施を決定又は検討中であるということです。

拡充により、各市町では財政負担や「コンビニ受診」による過剰受診を招くのではと懸念もございますが、子育て世代の方々は歓迎し、制度の拡充を願う声が多いのが現状でございます。

子育て支援の充実を図るため、こども医療費助成制度の拡充は、少子化対策の重要な一施策と考えます。森町は実施を検討中ということでございますが、今後のお考えをお伺いいたします。

1点目に、制度の対象となる子どもの人数について。2点目にこども医療費助成の拡充による試算について。3点目に、実施を検討

中ということでございますが、開始時期について。以上3点についてお伺いいたします。

次に、2問目の「民生児童委員の現状と課題について」お伺いいたします。

民生児童委員は制度創設から100年を迎えましたが、近年はなり手不足や高齢化により、様々な社会情勢の変化の中で負担が増えているのが現状であります。

委員の活動は社会福祉の増進に力を入れ、私たちの生活を取り巻く様々な諸問題の解決にご尽力をいただき、地域の身近な相談役として、存在意義を発揮しております。

しかし、近年では人口減少とともに、高齢化等により、なり手不足も深刻化しております。今後は時代の流れに合った体制、負担軽減等も含め、委員が活動しやすい環境整備に取り組んでいく必要があると考えます。

森町の各地域でもなり手不足は深刻で、改選時には委員の選出に苦慮している地区が多く、課題の山積を危惧する声も多く出ております。今後の改善に向けて、委員の現状と課題について、お伺いいたします。

1点目に、委員の現状と課題について。2点目に、委員の年齢構成と在職年数について。3点目に、委員のなり手不足の要因と解決策について。以上3点についてお伺いいたします。

議 長  
町 長

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) 伊藤議員のご質問にお答えいたします。はじめに「森町こども医療費助成制度の18歳までの拡充について」申し上げます。

まず、1点目の「対象となる子どもの人数はどのくらいか」について申し上げます。平成30年度に高校生年代となる対象者数は、平成30年2月末現在、1年生相当が162人、2年生相当が177人、3年生相当が175人の合計514人でございます。

2点目の「こども医療費助成の拡充による試算は」について申し

上げます。高校生年代をこども医療費の対象とした場合の財政的な負担でございますが、現在、森町で実施している小中学生と同様の自己負担額、すなわち入院を無料とし、通院を月4回まで1回500円とした場合、年間約12,216千円と見込んでおります。これは、中学生の入院、通院の実績から、高校生年代の人数を基に試算した額となります。

仮に県の制度に合わせ、平成30年10月から高校生年代をこども医療費の対象として実施した場合、平成30年度は、半年分の6,108千円と試算され、県の補助率を仮に3分の1とすると、町の実質負担額は4,113千円と見込んでおります。さらに、実施に併せてシステム変更に伴う財政的な負担や高校生年代分の申請手続きにかかる事務処理費も生じるものと予想されます。

3点目の「実施の開始時期について」であります。県予算が成立したとはいえ、制度に不明な点もございますので、町といたしましては、今後、県制度の詳細を確認していく中で、県の実施時期である平成30年10月に合わせ、実施できるよう検討をしていきたいと考えております。

次に「民生児童委員の現状と課題について」申し上げます。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、民生委員法に基づきその職務や任期等が定められております。あわせて、児童福祉法には「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」と規定されているため「民生委員児童委員」と称されております。また、主任児童委員は、この委員の中から厚生労働大臣により指名されます。職務につきましては、民生委員児童委員、主任児童委員ともに住民の状況把握、情報提供、関係機関との連携支援、行政等への協力など、福祉増進のための活動と規定されており、いずれも県の指導監督を受けるものとされております。

まず、1点目の「民生児童委員の現状と課題について」申し上げます。森町の民生委員児童委員は県が定める定数の46人で、「森町民生児童委員協議会」を組織し活動しております。46人の構成は、

男性21人、女性25人です。また、町内を43人の地区委員が分担し、特に児童・妊産婦の相談案件につきましては、3人の主任児童委員が北部・中部・南部を分担しております。

活動の現状と課題についてですが、民生委員児童委員は、担当地区において、町民の皆様の聞き役・見守り役、また困り事相談のつなぎ役として、独り暮らし高齢者を訪問したり、学校や地域の各種行事に参加し、地域の現状把握と課題について行政へ情報提供をいただく等、日々積極的に活動されております。

全委員参加で、年間8回開催している定例会等の折には、活動対象が子どもさんから高齢者までの全ての町民ですので、困り事や相談内容も多岐にわたり、ご苦労されることもあると伺っております。特に昨今は、少子高齢化、核家族化等社会情勢の変化により、家族や地域の内情も以前とは違った状況を呈しており、問題が複雑化していると感じられるそうです。

活動における町民からの相談ごとにつきましては、是非、行政等関係機関と連携を取っていただき、チームで対応するなどの方法で課題解決を図っていただきたいと考えております。

2点目の「民生児童委員の年齢構成及び在職年数について」申し上げます。現在の委員の任期は、平成28年12月から平成31年11月までの3年間の任期をお務めいただいております。年齢構成は、59歳から73歳までの委員がおられ、平均年齢は66歳です。

本任期での委員の在職年数は、交替された委員が35人と全体の4分の3が替わられ、現在2年目になっております。継続委員は11人で、2期目5年が5人、3期目8年が4人、4期目11年が1人、そして5期目14年が1人です。

3点目の「民生児童委員のなり手不足の要因と解決策について」申し上げます。現在、森町の民生委員児童委員は、県の定める定員46人を満たしており、他市町のように欠員は生じておりません。しかしながら、改選時には、民生委員児童委員は、活動の中で深い問題を扱うため、役目が大変ということで、就任を断られることもあ

ります。

また、地区によっては、民生委員児童委員に限らず、平日の日中に活動できるいわゆる「役」を受けられる人材が「役」の数に追いつかず、幾つかの「役」を兼任せざるを得ないこともあり、民生委員児童委員の選考に苦慮しているとも伺っております。

こうしたことから、地区担当の委員には、幾つかの町内会を掛け持ちでお願いしたり、大きな町内会は分割したりと担当世帯数や区域をできる限りならしてお願いしております。また、森町民生児童委員協議会では、自主的な取り組みで独りぐらし高齢者訪問活動として、食事の調理、提供を年2回行ってきましたが、これを年1回調理済みの食事の配達にするなど、協議会でも自分達の負担軽減を図っているところです。また、行政側から協力を求める内容につきましても、町民個人の各種申請書提出時に民生委員児童委員の意見書の添付や参考意見欄を省略するなど負担軽減に努めてまいりました。今後も引き続き活動内容の見直しをしてまいりたいと考えております。

次回改選時には、委員の皆様から現状を伺いながら、各町内会や同一区域の町内会で調整を図っていただくとともに、民生委員改選説明会では、民生委員児童委員の職務を分かりやすく丁寧にお伝えし、円滑な選任をお願いしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長  
5番議員

( 山本俊康君 ) 5番、伊藤和子君。

( 伊藤和子君 ) 対象となる子どもの人数、それから試算についてご説明をしていただきました。ありがとうございます。また、開始時期につきましても、平成30年10月に合わせ検討してまいることをございました。対象となる子どもを持つお母さん達にとっては、大変歓迎されることと思います。

中学生の子どもがいらっしゃるお母さん方から「中学生までは助成があるけれども、高校生になったら、医療費の負担が大きくなってしまう。高校生からが、学校や部活動、定期などの交通費等にか

かる費用が小中学校に比べると大きな負担になってくる。高校生年代までの医療費助成は、大変有り難い」そのような拡充を求める声が上がっておりました。

高校生年代までの医療費助成は経済的負担の軽減に直結するものであり、子育て支援の中でも重要な制度であります。また、乳幼児期に比べると病院等への受診率は極めて低くなります。

全国的にも、高校生年代までのこども医療費助成の拡大は広がっております。少子高齢化が進む中、子育て世代の方々に住んでもらいたいと各市町では、自治体独自の子育て支援制度を考えています。

森町の平成30年2月末の0歳児の子どもの人口は91人でございます。1歳児は112人でございます。10年前と比較いたしますと、年間で約50人減少しております。少子化は森町にとって大変大きな問題として捉え、対策は急務であると考えております。

この0歳児91人という現状を、町長はどのように捉え、医療費助成の拡充とともに、今後どのような子育て支援が必要になってくるのか、また、すぐに取り掛かからなければいけない支援とは何かをお伺いいたします。

民生児童委員につきましては、町内会長や前任者の推薦で決まるわけですが、実際には、住民の高齢化や、仕事に対する負担の心配などから、引き受け手が少なくなっているのが実情です。

地域の情勢に詳しく、福祉やボランティア活動に理解のある方を選出するには、行政の積極的な協力が必要であり、町内会や町内会長だけに任せるのは、困難な時代になってきているのではないのでしょうか。

社会福祉協議会と連携して、各地域でボランティア活動等に積極的に参加している方々を町内会長に紹介するなど、委員に関心・理解のある人材を見つけ出す手助けがあれば、町内会長の負担軽減につながるのではないかと思います。

今後は、町内会に丸投げするのではなく、委員の選出の際には、適切なアドバイスが必要と考えますが、その辺りのお考えをお伺い

議 長  
町 長

いたします。

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) まず、1問目の森町こども医療費助成制度の18歳までの拡充についての再質問でございますが、再質問では、0歳児についてどう考えるかという質問でございますが、先ほど、伊藤議員からご発言のありました平成30年2月現在で森町の0歳児が91人であるということについては、私も大変うれいておりますし、またその対策等の必要性を感じているところでございます。

未就学児の、0歳児も含めてですね、未就学児の医療費無料化につきましましては、既に取り組んでおりますので、引き続きこれを継続し、更に周知を図っていくということも大事なことであろうかと思っておりますし、また30年度ですね、新たな取り組みとして、麻しん風しんの予防接種の助成を新たな事業として開始をいたします。

これは、妊娠を考えていらっしゃる方、あるいはその該当年齢である方で、麻しん風しんの予防接種を受けられていない、あるいは値が低い方に対して、妊娠する前に麻しん風しんの予防接種を受ける場合には助成をしていきますよという制度でございますが、これも安心して妊娠をし、出産するとということのために取り組むものでございます。この件につきましましては、家庭医療クリニックの二人の女性医師から、そういったことに取り組んではどうかという提言をいただきましたので、町といたしましても、それを取り入れて制度化したものでございます。

このように安心して出産できるという環境を整えていくということも、出生率の向上につながっていくかと思っておりますし、さらには結婚を望まれる方にどう支援をしていくかということも課題であるかと思っておりますので、これらにつきましても、現在、商工会の方で婚活事業をやっていただいておりますので、それに対する支援も引き続き行ってまいりたいと思っておりますし、また、町としてアドバイスできることがあれば、行っていきたいとそのように考えております。

議 長  
保健福祉  
課 長

( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。伊藤議員の2問目のご質問にお答えします。民生児童委員の選考に当たって、町内会長にアドバイスを、というようなご質問であったかと思えますけども、民生児童委員の選考に当たりましては、各地区へ出向いていきまして、町内会長さんに集まっていたいて、その上です、民生委員さんを推薦するに当たっての条件等、もろもろの話をさせていただいております。

今までは、最初に文書を出して、その後に説明会を開催していくと、そういうふうなことでございましたけども、やはり町内会長さんに民生委員の役割とはどういうものかというところでご理解をさせていただくというようなところが必要だと考えておりますので、そういったところですね、まずは町内会長さんに丁寧な説明をしていくというようなことで考えております。

やはり、民生児童委員さんは、地区において活躍していただく委員さんでございますので、やはりその地域の実情を知っている方というようなことが前提条件でございますので、行政の方からというようなお話もありましたけども、やはりそこは各町内会長さんが、地域の実情を知っている方というところですね、選考していただいた中で、推薦をしていただくというようなことでお願いをしていただきたいと思います。以上です。

議 長  
5 番議員

( 山本俊康 君 ) 5 番、伊藤和子君。

( 伊藤和子 君 ) 30年2月末の0歳児91人の実情について、町長からこの減少については、対策が必要であるご答弁をいただきました。また、今後も、町としましても、対策は考えていくというご答弁をいただきました。

町長、岡山県奈義町という町をご存じでしょうか。奈義町は平成の大合併のときに、住民投票により合併をしないという選択をした町です。岡山県の東北部に位置する面積69.54平方キロメートルの小さな町でございます。

合併をしない選択をした当時、約1万人いた人口は森町と同様に減少を続け、6千人強になったとき「子どもの数が少なくなった。子どもの声が聞こえなくなった。このままだと町が消滅してしまう」という危機感を持ち、住民投票から10年経った平成24年に「子育てをするなら奈義町で」というキャッチフレーズを掲げ「奈義町子育て応援宣言」をし、様々な子育て施策を実施してきました。

その成果が実って、平成26年には合計特殊出生率が何と2.81、27年が2.27、28年が1.85と岡山県内では飛び抜けて高くなりました。

出生率が高くなった理由は、出産前から高校卒業まで切れ目のない子育て支援の充実によるものです。出産祝い金にしましても、第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円と多子になるほど増えていきます。

小学校3年生まで子どもが風邪をひいたりしたときに、一時的に預かってくれる病児、病後児保育、幼稚園入園前までの子どもを自宅で育児する保護者に1人当たり月1万円を交付する在宅育児手当、高校生の就学支援で通学費の一部を含め、年9万円を3年間支給する高等学校就学支援金など、この他にも森町にはない支援策が出生率を上げた要因です。

森町の（合計特殊）出生率は1.5を下回っており、総合戦略の中で2025年までに1.87まで上げるという目標を掲げております。しかし、現在の子育て支援策や1年間で生まれてくる子どもの数が100人くらいという数字を見ても分かるように、とても1.87の目標達成を目指す意気込みが感じられません。

奈義町は危機感を持ち、思い切った支援策を考え、数年で驚異的な2.81という出生率を打ち出し、現在も1.85という高い数字を維持しております。森町でも、絶対に出生率を上げるんだという、強い意気込みを持てば、できるのではないのでしょうか。

森町と奈義町の最大の相違点は何でしょうか。それは、役場と住民の人口減少に対する危機感の共通認識が浸透しているからです。予算の重点を子育て支援に置いても住民が理解・納得し、将来を見

据えた施策が功を成したのです。

働くお母さん、専業主婦のお母さん、どちらにも支援に不公平がなく、安心して子育てができ、その子ども達が成長してもまた奈義町に戻って家族を増やしたい、そういう気持ちにさせてくれる子育て支援の充実に学ぶべき点を幾つか見つけました。

また、若者の定住にも力を入れたり、新婚家庭の町外流出に歯止めをかけた支援、町職員の採用では、県外卒を設け、外部の血も入れているということです。同時に、行政改革も進め、最盛期に120人以上いた町職員を88人に削減し、毎日の仕事に危機感、緊張感を持って仕事に臨んでいるということです。

2016年度予算では、1億2500万円以上を子育て支援につき込んでいます。国や県の補助金は1000万円に満たないということですが、過疎対策事業費債を一部活用したものの、ほとんど苦しい財政の中から予算をひねりだした単独事業ということです。

住民の高齢者の方々から、子育て支援に予算を使い過ぎているのではと指摘を受けたこともありましたが、町議会の全員協議会で高齢者向けの予算を削減してないことを説明し、理解も得ております。

このような事例を参考にさせていただき、子育て世代の家庭が転出しないように、また、森町に住みたいと思うような、思い切った子育て支援が、今の森町には必要であると考えますが、その点について、町長のお考えを今一度お伺いさせていただきまして、私の再々質問とさせていただきます。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 3問目も子育て支援についてということですが、ただいま伊藤議員からご紹介いただいた岡山県奈義町については、私は存じ上げておりませんので、情報提供をいただいたということで、様々な取り組みをされている、そのようなことは参考にさせていただきたいと思えます。

しかしながら、それぞれの自治体において、置かれている環境、取り巻く環境というものは、それぞれに異なりますので、他の市町

で成功しているからそれが全て森町で同じような結果を生むかということについては、なかなかそう簡単にはいかないと思います。であるからこそ、先進事例を参考にしながら、森町としても取り入れられるもの、そして森町なりに工夫、改善をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

議 長  
9 番議員

( 山本俊康 君 ) 9 番、鈴木托治君。

( 鈴木托治 君 ) 9 番、鈴木托治です。1 点目の学校給食については教育委員長に、2 点目の新たに友好都市の樹立、そして 3 点目の残業代についてを町長にお尋ねいたします。

まず、第 1 点であります。給食制度がスタートしてから長い年月が流れているが、今日まで森町ではこれといった大きな問題は起きていないと思います。

しかし、近頃、食べ残しが発生している学校が相当数あると聞きますが、町内の学校では何パーセントくらいの食べ残しがあるのでしょうか。

また、学校給食運営委員会というものが、設置されているとのことですが、年何回くらい開催され、どのような話し合いが行われているのかを伺います。

もう 1 点、カロリーとか、塩分等の数値の基準を教えてくださいたいと思います。

2 点目ではありますが、森町の姉妹あるいは友好都市は北海道森町だけあります。しかし、北海道森町は、町名が一緒というだけで何の文化的・歴史的なつながりがあるわけではありません。が、そういう友好都市関係を作って、今年度も森町児童生徒交流事業なども計画されております。両町の絆は確実に深まっていると思います。

そこで、近隣市に問い合わせたところ、袋井市、掛川市、磐田市では相当数の市町村と友好関係を作っているということです。私はこの 1・2 年の経験の中で、この友好市にふさわしいところは、神奈川県の小田原ではないかと、このような考えに至ったのであります。その点について質問いたします。

3点目の残業代についてであります。今働き方改革という名目で時間外労働のあり方が今回の国会の焦点となっていたわけですが、森友学園などで毎日のようにガヤガヤやって、もう私はうんざりです。この言い出しっぺは、はっきり常識的に言えばアイツだっている、それしか考えられないことを、役人に押しついたりしていると、そういうふうなことが、本当に日本の政治にあっていいかと、本当に私は怒り狂っておりますし、本当に本当にこの意向はある人のことだろうなと思っておりますので、1日も早く終わって、いろいろな国会審議を続けていただきたいなと、このように思っております。

それで、森町では、各課とも残業時間労働は発生しておりますが、時間外労働の計算だけでも大変な労力を要すると思えます。

そこで、ここ2・3年の統計をとって、職員の給与に一律、定額を組み入れる制度の導入、これは中学・小学校の学校の職員が採用している制度であります。導入をすることによって、職員の意欲を喚起させ、効率のいい働き方ができると考えておりますが、いかがでしょうか。お答えをお願いします。

議長 (山本俊康君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) 鈴木托治議員のご質問にお答えいたします。はじめに「学校給食について」教育委員長へのご質問でございますが、委員長に代わりまして、私、教育長からお答えいたします。

学校給食は、終戦後のあらゆる生活物資が不足した時代に、子どもたちの栄養補給のため、海外から脱脂粉乳が供給され、学校で提供されるようになったのが始まりでございます。

その後も、学校給食は、成長期の子どもたちの体をつくり、活動のエネルギーを生み出す大きな役割を果たすとともに、子どもたちみんなが、毎日楽しみにしているものでございます。

平成に入り、O-157やノロウイルスなどを原因とする食中毒事件が起こったことから、徹底した衛生管理が求められるようになりました。現在では、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」

や、厚生労働省が定める「大量調理マニュアル」を遵守し、安全でおいしい給食の提供に努めているところでございます。

まず、1点目の学校給食の食べ残しについてでございますが、昨年、メディアでも取り上げられ、学校給食の食べ残しが大きな話題になっておりましたけども、森町では、有り難いことに、食べ残しは、ほとんどないのが現状でございます。

給食の献立は、県の職員である栄養教諭・栄養職員の2名によって立てられております。栄養価を考慮するのはもちろんでございますが、子どもたちが給食に関心を持って楽しく食べられるよう、季節に合わせて地元産の食材を使ったり、行事にちなんだ献立を立てたりしております。それを給食だよりで紹介し、給食の時間に放送で当番の子どもが読み上げるなどの取り組みをしているところでございます。

また、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいうちに食べられるよう、調理時間に気を配るなどとともに、出来上がりの温度を2時間保つことができる真空食缶を使って配送し、提供しております。

今年度は、夏場、特に高温になった宮園小・飯田小学校のランチルームにエアコンを設置しましたので、快適な環境の中で、食が進んでいると聞いております。これらは、年に3回開催しております「学校給食連絡協議会」の中で、各学校から報告がありましたし、「学校給食運営委員会」の中でも、出席した保護者から、子どもさんがおいしいと言って、給食を喜んで食べているよという声を聞いております。

2点目の「学校給食運営委員会について」ですが、学校給食運営規則の第11条で、学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食運営委員会を置くことを規定しております。委員は、学校医代表、保健所職員、各中学校区PTA代表、園長代表、学校長代表、栄養教諭・栄養職員の9名で構成されております。この運営委員会は、年2回開催し、給食実施計画に関する事、給食費の額に関する事、物資納入業者に関する事、衛生管理に関する事などを

審議しております。それぞれの立場からご意見をいただき、より良い給食運営に努めております。

次に3点目の「カロリー、塩分等の数値の基準について」申し上げます。学校給食における1食当たりのエネルギーやたんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、塩分量などは、厚生労働省が定めている「栄養素等表示基準値」によって、文部科学省が「学校給食摂取基準」を策定しておりますので、その基準に基づいて栄養教諭・栄養職員が、カロリー、栄養成分について計算し、献立を作成しています。

各調理場では、この献立に基づき、調理員が忠実にかつ衛生管理の徹底を図って、調理しております。日頃のそれぞれの取り組みにより、偏りがない栄養バランスの取れた、安心安全でおいしい給食が提供できているものと思っております。

議 長  
学校教育  
課 長

( 山本俊康 君 ) 学校教育課長。

( 西谷ひろみ 君 ) 学校教育課長です。カロリー、塩分等の数値の基準ということでありましたので、数値は何を基準にしているかということ判断しまして、厚生労働省が定めているものを基準にして、文科省が定めているものにしながら作っているということで回答をさせていただきました。

その基準の詳細ということではありますが、国で定めているものにつきましても、年齢を細かく区切っておりますので、幼稚園から小学校に該当するところでも、3歳から5歳、6・7歳、8・9歳、10から11、12歳から14歳というところで、それぞれ目標が違っておりますので、そこを一つ一つ申し上げていくと大変細かくなってまいりますので、よろしいでしょうか。

それを基準に文科省でも学年、年齢層に応じた基準を設けておりますので、それで献立を作成しております。以上です。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 次に「新たに友好都市の樹立を」について、私からお答えいたします。本町では、昭和43年12月3日に北海道森

町と友好町の協定書を締結いたしました。

それ以降、小・中学生や女性団体等の各層において、定期的に交流事業を実施し、産業・文化・教育など様々な交流を図っております。

また、10年ごとに北海道森町との友好記念事業を実施してきており、平成30年度は友好町締結50年の節目の年を迎えることとなります。歴史の深さに改めて思いを馳せるとともに、互いの住民が友好町への親近感を深めていると感じるところでございます。

今後も、両町の絆を深め、互いの発展に資するよう、さらなる交流を続けていきたいと考えております。

近隣市における国内の都市との姉妹都市提携の状況でございますが、議員ご指摘のとおり、袋井市は3市、磐田市は5市町村と複数の自治体と提携している一方、掛川市・菊川市・御前崎市等は1市町村との提携にとどまっているのが現状であります。

また、県内35市町の状況でございますが、35市町中、本町を含めた27市町が国内の47市町村と提携している状況等からも考慮すると、森町の現在の友好町1町は妥当な数であろうかと考えるところでございます。

さて、神奈川県小田原市につきましては、主として今年度から国指定重要無形民俗文化財「天王祭舞楽」を伝承した小田原外郎家を通じて、報徳でも深い関係があることから、文化・観光面で交流を始めたところでございます。

また、森町商工会においても、農商工連携事業の先進事例視察で小田原箱根商工会議所を視察し、食のブランド化に関する産業面での交流を始めたところであると伺っております。

議員ご質問の新たに小田原市との友好都市提携につきましては、現在、歴史的文化的なつながりや産業面で交流がスタートしたばかりであることを考慮すると、商工会をはじめとする各種団体の交流内容の進展や、相手先の意向を踏まえる必要もあることから、現段階ではまずは交流を深めていきたいと考えております。

将来的に機運が高まり、お互いの市町にとって最適であるという状況下になった時点で、友好協定を締結できればと考えております。

また、小田原市に限らず、共通の産業や文化などがあり、お互いの自治体にとって繁栄が見込まれる場合は、第9次森町総合計画の中で、柱の一つとして活力・情報発信を掲げ「交流が盛んでにぎわうまち」を目指していることから、積極的に交流を図っていききたいと考えております。

なお、小田原市との交流状況につきましては、今後も広報もりまちや回覧、ホームページ等を通じて、幅広く町民の皆さんに情報提供をしていきたいと考えております。

次に、「残業代について」のご質問にお答えいたします。長時間労働の是正などの働き方改革については、国において平成29年3月に「働き方改革実行計画」としてまとめられ、その一つが、労働時間に関する制度改正であり、多様で柔軟な働き方の実現に向けた「裁量労働制」の見直しであります。

「裁量労働制」は、労働基準法の定めるみなし労働時間制の一つとして位置づけられており、この制度が適用された場合、労働者は実際の労働時間とは関係なく、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなされ、その分の賃金が支払われる制度のことであります。

例えば、1日の「みなし労働時間」を8時間と定めた場合、所定の労働日に9時間働いても、実際に働いた時間に関係なく「8時間働いた」とみなされるので、その分しか賃金が支払われず、1時間分の残業代は出ません。逆に、1日に7時間しか働いていなくても、1時間分の給与が減額されることはありません。この「裁量労働制」の適用業務の範囲は、厚生労働省が定めた業務に限定されており、公務員の事務職は対象ではありません。

また、近年「裁量労働制」とは異なる「固定残業代制度」を導入している企業もありますので、少しご説明させていただきます。「固定残業代制度」は、企業が一定時間の残業を想定し、あらかじめ月給に残業代を固定で記載し、残業時間を計算せずに固定分の残業代

を支払うという制度で、一般的には「みなし残業」とも言われています。これは、あらかじめみなし時間として定められた時間に満たなかった場合、固定残業代として定められた金額は全額支払う必要があります。また、みなし時間を実際の残業時間が超えた場合、追加で残業代を支払う必要があります。

鈴木議員のご質問にある、残業代として職員の給与に一律定額を組み入れる制度は「裁量労働制」や「固定残業代制度」が当てはまるのではないかと考えられます。議員ご指摘のとおり「裁量労働制」を導入すれば、時間外勤務手当の申請・承認にかかる手続や給与計算にかかる労力が少なくなるメリットがございます。その反面、デメリットもございます。「裁量労働制」には「みなし労働時間」を超えて働いた場合に、超えた分の残業代が出ません。また「固定残業代制度」には、固定残業代を超える労働をした場合には、通常通りの割増賃金の支給が必要となり、そのためには毎月の残業時間の管理も必要となります。つまり、事務作業の負担軽減にはなりません。

このように、現時点において、議員ご質問の残業代として職員の給与に一律定額を組み入れる制度を森町に導入することは、課題も多く、実施については考えておりません。

今後も国の働き方改革の動向を注視し、職員が仕事と家庭を両立できるように、長時間労働の是正などに向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。以上申し上げまして、答弁といたします。

議長

( 山本俊康 君 ) 9番、鈴木托治君。

9番議員

( 鈴木托治 君 ) 3点ほど説明を受けましたけど、余り前向きな返事がないことに対して非常に残念に思っております。給食検討委員会の話合いの内容、あるいはカロリーとか塩分濃度の説明を聞きまして、これは多分厚労省、あるいは文科省からの指導の枠内で実践されているものと思っております。

町内の学校では、今教育長が言われたように、食べ残しが少ない

ということで、問題はないわけですが、実は昨年9月21日の新聞に、皆さんもご存じだと思いますが、神奈川県大磯町の2つの中学校で食べ残しが相次ぐという記事が掲載されていたことは、多分ご存じだと思います。多いときは半分の食べ残しがあったそうであり、ます。

他の要因も絡んで、大磯町は現在給食は中止しております。電話で確認したところ、その原因や今後の給食がどうあるべきか、今調査あるいは研究して1年後には再開したいと、このように考えているそうであります。

大磯町だけじゃなくて、袋井でも、袋井中学とかあるいは高南小学校の方でも結構な食べ残しがあるというように聞いております。

その原因に、給食が冷たいとか、あるいは味が薄いというのが、不満の声が多かったということでもあります。要するに、塩分の薄い味付けが最大の原因ではないかと、このように考えております。

実は、私事で、誠に申し訳ないわけですが、私事のことを言いますと、ちょうど侵略戦争が終わった直後の、その頃の食生活はまさにひもじい思いの中で、我々は生きてきました。夕食には大きな鍋にみそ汁をたくさん作って、それも塩分の濃いもので、他にたくあん、漬けたしょっぱいたくあん、そういうもので我々は生をたないできたわけです。

しかし、そういうことが、結局、今の給食制度の中では、なかなか薄味薄味というような、そういう上からの指示の中でなっておって、非常にこれは私の自分自身の経験則の中で塩分の薄い料理は健康に本当に大丈夫かなと、そのように思ったわけであります。

私は、今まで73歳こうやって生きてきて、今でもトマトでもキュウリでも、もう野菜に塩をぶっかけて、そしてラーメンの汁は全部吸っちゃうくらいに、とにかく塩分の強い生活をしてきましたけど、私、今まで病気らしい病気は一つもしたことがありません。15年風邪もひいたことがありません。今年1回風邪をひきましたけども。私も、やっとな馬鹿じゃない人間だなんて思っにつくづく考えたわけで

ありますが、そのように、塩分は人間にとって、やっぱり生きる上で必要なものなんですよ。今余り塩分塩分と言って問題を大きくしているのじゃないかなと、私はこのように考えているわけでありませう。

結局、そういう塩分の少ない、味の薄い料理がですね、給食が、今の子ども達の脆弱さを象徴しているように思います。

だから、これは私の持論であると同時に、またここは言いますけど、いろいろな長い研究の中で、塩分の必要性を説いている学者もおりますので、そのことはまた次の返事を伺った次第でいきたいと思っておりますけど、1点目の大磯町の中学校の給食問題を、私も事前で通告してありますので、多分連絡はして調べてあると思っておりますけど、どのような状況になっているのかということと、もう1点は、夏と冬の給食の中の塩分濃度そのものがですね、やはり変えるべきだと思うんですよ。全く同じだと、夏なんかはものすごく汗をかくものですから、塩分のない料理では、子ども達は倒れてしまいます。そういう意味で、そういうように、夏と冬の塩分濃度を変えたような料理を出しているのか、そのことをちょっとまず、質問したいと思っております。

それと、先ほど、学校教育課長、それぞれの年齢、子どもから中学3年、小学校6年と、それは塩分濃度、違ってくると思っておりますけどね、一応今日じゃなくてもいいで、一応調べておいていただきたいなど、このように思っております。

次の3問目の質問ですけれども、これはですね、それこそ今町長の方からも、固定残業制とか、あるいはみなし残業ということではなされておまして、私一つ、この研究あるいはこれからのために、教えていただきたいことがあります。

残業は、各給料表がありまして、そういう何級何号棒ということで、残業代が変わってくるのか、あるいは皆一律、残業したら係長だろうが平だろうが主査だろうが主事だろうが皆一緒なのか、階級によって違うと思っておりますけど、その点をまず今後のために、ちよっ

と聞いておきたいと思います。それと、今後のために、タイムカードもできれば設置してもらいたいなと思っています。

それで、私は今度、1日ですね、大体何人くらいの方が残業をしているのか。そのことを、大概で結構ですよ。平均して何人くらい1日に残業をしているのかということでもあります。あと、残業代を受ける資格のある人、要するに課長とか課長補佐は管理職で、ないということですけど、係長以下の残業を受ける資格というか、受けている人は現在何人くらいおられるのでしょうか。

というのは、私がこういう質疑をなぜするかというと、私もサラリーマン時代がありまして、結局残業したいがために、残業代をとりたいがために、昼間の時間をちょっとサボるというか、ゆっくりして、残業代を稼ごうという人もいますよ、実は、本当の話。森町の役場には私はいるとは思いませんけど、そういう人も見たものですからね。それなら一律全部、何級何号棒の人の残業代を幾らにするかというのは、それは大変な作業になるかもしれないけれど、それ以降は、残業をやろうがやらまいが、給与の中に残業代を入れちゃってるわけだから、職員は一生懸命、急いで昼間も惜しんで早く帰りたいがために、仕事を処理していくようなことになるんじゃないかと思っています。

それがまた、能率的な仕事につながっていくということも考えておりますので、是非とも給与の中に残業代を含むという方法をやはり検討していくべきだし、今までどおりだからと言うんではなくて、新しいものをどんだんどうだんこういうふうに官庁の中でも作っていかないと、私はまずいと思います。民間はそうやって必死になって生きてきたんですから、その点を質問いたします。

議 長  
学校教育  
課 長

( 山本俊康 君 ) 学校教育課長。

( 西谷ひろみ 君 ) 学校教育課長です。給食における塩分、薄い味付けということで、塩分の大切さを熱く語っていただきましたが、塩分につきましてはご承知のとおり、取り過ぎは高血圧の原因になります。ですので、子どもとはいえ、塩分を取り過ぎますと、

大人になってからそういった濃い味付けに慣れていって、いずれ生活習慣病につながっていくということも考えられますので、そういったことも含めて、国では食育、そういった病気の未然防止のために学校給食においても、きちんと決められた摂取量というものを定めているわけです。

先ほどは申し上げませんでしたけども、ご質問いただいておりますカロリー、エネルギーですね、6歳から7歳、小学校中学校について申し上げますと、6・7歳につきましては、1日給食においては530キロカロリー、8歳から9歳が640キロカロリー、10歳から11歳が750キロカロリー、12歳から14歳が820キロカロリーということで、定められております。

塩分につきましては、ナトリウムということで、食塩の相当量ということで規定がされております。1日の目標量の33パーセント未満ということで、6・7歳では2グラム未満、8・9歳では2.5グラム未満、10歳から11歳では同じく2.5グラム未満、12歳から14歳では3グラム未満ということで、摂取基準として定められていますので、給食においては、この基準を満たすように献立の方を作成しています。

これは1日、1回当たりの全国的な平均値ということでありますので、個々の児童生徒の健康状態、あるいは生活活動の実態に配慮して弾力的に運用するという必要だと思っておりますけど、この基準の中で実施をしております。

食べ残しについても、やはり食が細い子もいますので、そういった子どもさんは、箸をつける前に缶の方に戻して、食べられる子がそれを食べるというようなそういったことも取り組んでいますので、そうすると栄養価が違ってくるんじゃないかということもあると思っておりますけど、そこは今言うところの個人個人の生活活動の実態もありますし、そういったところで調整をしているというところでございます。

それで、2問目の大磯の給食が食べ残しが大変多いということで、

その状況はという質問でございますが、森町は4箇所調理場で給食の方を作っておりますけども、大磯町につきましてはデリバリー方式、要するにお弁当ということで、やはりお弁当の場合は温度を下げた上で運ばなければならないということがあって、やはり冷たくなってしまう。森町は先ほど教育長から申し上げましたとおり、真空食缶を使って、調理をし終わったらすぐに食缶の中に入れて、そこから2時間はその温度をキープできるという大変ものの良い真空食缶を使っておりますので、学校へ届いたときにも蓋を開ければ湯気が出ると、そういった対応をしておりますので、冷たくってというところは問題はないと思います。ですので、そういったこともあって、食べ残しが少ないというふうに思っております。

それから、夏と冬で塩分濃度を変えるという話がありましたけども、特にそれについては、許容範囲の中で多少前後はするかもしれませんが、特に季節で濃度を変えるということはしてはおりません。

ただ、やはり日々の給食の食べ残しを調理場では食材ごとに、食材といいますか、ご飯、汁物、主菜、副菜、デザートごとに残食を確認しておりますので、重さも量っております。

そういった中で、やはり人気のないもの、食べ残しが多少多いものにつきましては、やはり組み合わせを今後考えていくとか、あるいは例えば焼き魚ですと、どうしても味が淡泊ですので、例えば野菜のたくさん入ったあんかけをかけて提供するとか、そういった献立を工夫しながら、やはり残食がないように栄養教諭が献立を工夫しているところでございます。以上です。

議 長  
総務課長

( 山本俊康 君 ) 総務課長。

( 村松利郎 君 ) 総務課長です。鈴木議員の残業についての関係のご質問に回答いたします。まず1点目の給料表によって、階級によって残業代が違うかどうかということでございますが、職員の基本給については、行政職給料表ということで定められております。それは、1級何号俸とか2級の何号俸とか各職員にそれぞれ決められております。それと、時間外勤務手当の関係でございますけ

ども、それぞれの基本給に平日でございまして1.25を掛けたものが時間外勤務手当の基本となります。ですので、階級によってとか、給料表の位置によって、それぞれ時間外手当は異なってきます。

それから2点目のタイムカードの導入を考えてはどうかということでございまして、これにつきましては、勤怠システムというものがあまして、これは休暇とか超過勤務手当を管理するためのシステムでございまして、それを研究を平成30年度から行う予定でございまして、勤怠システムそのものも課題もあると思いますので、今後検討していく中で、導入するかどうかといったものも考えていきたいと思っております。

もう一つ、3点目の一日当たりどれくらい平均して時間外勤務をしているかということでございまして、データは特にありませんけれども、平成28年度の一人当たりの月平均の時間外勤務の時間でございまして、1人当たり月9.1時間ということです。それからもう一つ、時間外勤務手当のそれを受ける資格のある人、どれくらいいるかということですが、これは議員ご存じの通り、管理職にある者は時間外手当は支給されておられません。ですので、それら管理職を除いた職員については、時間外手当を受ける資格がありますけれども、それは平成28年度でいきますと対象は140人となっております。そのうち、実際に時間外勤務手当を受けた者が127人ということになっております。

先ほど申し上げましたけれども、1日何人というのは、実際にはデータは取っておりませんので、申し訳ないですが、先ほどの答弁で一日当たりの職員の平均の残業時間、月9.1時間ということで代えさせていただきますと思います。

議長  
9番議員

( 山本俊康君 ) 9番、鈴木托治君。

( 鈴木托治君 ) 私、先ほどですね、重要な忘れ物をしておりまして、実は2問目小田原の友好都市の件に関して、ちょっと私質問する……、質問はしたっけ、忘れちゃった。町長の答弁が、何かこれからそういうもとを作っていくということはそれは分かりま

すけどね、森町が同じ名前というよりは、小田原との関係はね、もう歴史的には五百年も前から延々と続いているんですよ。

その前に商工会の方でもね、私も昨年6月5日、そしてまた今年に入って2月7日に、2回にわたって商工会の農工商連携事業の先進事例視察ということで小田原を訪ねてきました。今後もですね、この連携を深めていくということで、商工会も予算を捻出してこの計画に当たっております。

そのように経済的にもしっかりとがっちりとスクラムを組んでいこうと。そしてまた今までも、今始まったことじゃなくて、何十年も前からこういう歴史的なつながりがあるから、どんどんどんどん私は、今日始まったんじゃないんですよ。もう繋がっているんですからね、そこらは早急に1・2年のスピードでやっていっていかないといけないと思います。

よく漫才で、今笑わにや笑うときはないというようなことを言う漫才家が出て面白くて聞いているんですけど、それこそ小田原抜きにしてね、今後一切友好都市は出てきませんよ。間違いなく出てこないと思いますよね。だから、そういうのをつくる為には、歴史的な古いいろいろ事例がありますので、かいつまんで、資料を読むと長くなるので、箇条書きにしてありますので、読ましてもらいますと、室町時代というか五百年も前だと思いますけど、応仁の乱によって荒廃した京都で、外郎家の家伝の役の存続を危惧した外郎氏が、小田原に赴く途中、森町に滞在し、蟻螂の舞、要するに飯田の祇園祭のときの蟻螂の舞ですね、あれを奉納し伝承したということも伝えられております。また、去年ですか、2・3年前ですか、中飯田の本城館という屋台があります。中飯田の屋台です。これは飯田の屋台の中で一番歴史の古い屋台なんですけど、これが外郎家に寄贈されました。そして、そちらの小田原の方のお祭りでもそれを引き回しているということでもあります。

山名神社の舞楽の一団がですね、やっぱり外郎家の駐車場において、蟻螂の舞を奉納したということも、2・3年前にやっております。

す。また、森町の出身の書道家の杭迫柏樹先生は現在京都に在住ですけど、小田原の外郎会館の杏林亭という名前の題字を書いたということで、京都・森町・小田原という非常に深いつながりの中で培ってきたわけです。だから、町長が小京都というなら、京都・森町・小田原というようなそういう流れをしっかりとつかんで、一日も早く友好関係を結ぶべきであって、悠長していることではないと、私は思いますよ。

それが早いからいいという問題ではないにしても、そういうことです。それこそ私も、去年ですかね、今年か、外郎家の中のものすごく大きな倉庫の中で、いろいろ昔ながらの森町とのつながりとか、そういうような資料を拝見しまして、そしてその外郎家の横にカフェがあるですけども、そのカフェの玄関のところに、石の灯籠に、京都蟻螂山町まで105里、遠州森町まで40里と書いてあるんですよ。もうそれぐらいに、そうやって小田原というものはしっかり森町を意識しているんですよ。

町長だって去年どういう理由で行ったか知らないけど、小田原と一緒に行かれたでしょう。それだけの深い歴史があるということで行ったんじゃないんですか。それは公費で行ったんですか、どうですか。私費で行ったんですか。それもお答え願いたいと思います。

そして、まだありますよ。二宮尊徳は小田原の生まれで、しかし報徳精神を広めるために遠州に来て、森町に来て、遠州地方は掛川にも来て、報徳精神を広めているんですよ。このように深い歴史が森町と小田原にはあるんですよ。北海道森町どころではないんですよ。そこらはしっかり認識してくださいよ。

それと1問目の質問に移ります。それこそ余分なことかもしれませんが、これは命に関わる重要なことですので、読ませていただきますけど、世界49箇国という国で10年以上に及ぶ疫学調査ではじき出された最新のデータでは、塩分摂取を控えれば控えるほど寿命が短くなっているという、そういうデータがあります。

大体、普通は1日の摂取量が10から12を1とすると、摂取量が多

い分はそれほど影響はないんです。だけど摂取が少なくなると、大体1.4倍くらいの死亡率がでてくると。これは子どもばかりでなく大人もそうだと。これははっきりとした日本のKという有名な医学者が近頃発表していることですので、そういう論文も見た中で、やっぱり厚労省が言う、文科省が言う摂取基準を守っているだけじゃ駄目ですよ。血圧をみてください。昔は、年齢に90や100足したのが標準とされていたんですよね。しかし、WHOは結局薬品会社から莫大な寄附をもらうために血圧の数値を下げたんですよ。そうすれば、数値を140とかに下げればそこで何千万人という人が、その薬を投与されるというようになるんですよ。このように国とか県だってそういうような医術は、そろばんで弾いてやってきているんですよ、今の世界は。今の日本の医学とか、官僚は。そういうこともしっかり考慮した中で、やはりこの問題は真剣に考えていただきたいなど、このように思っております。

3点目について、私がなぜ棒給の中に入れようということを行ったかという、電気代が夏と冬では、残業を2時間していると、電気代もそう、例えば5人としますよ。5人か10人が2階なんかの電気を全部、冬は暖房、夏は冷房にしてやると、ものすごい莫大な電気代を食うんですよ。だから、残業を週に、火曜日と金曜日とかと、そのように残業日を設定するんですよ。そして、そのときに皆さんが残業しなきゃいけないときは、そのときに設定して、そうじゃないときは5時で終わって帰るなさいと。それが、私はこれからの新しい労働のやり方だと私は思っていますよ。それこそ、光熱費とか何かだつて、莫大な数字になってくると思いますよ。百万円の単位ばかりじゃないと。

だから、そのためにも、私が提案したように、もしやるなら、あるいは給料制度の中に含まれるのなら、残業日を設定して、週1回だと少ないだと、週1回でも良ければあれですが、緊急なものもあるかもしれんから、そうした場合は、週に2回くらい残業日と指定して、その日皆さん残業してくださいと。そうじゃない日は定時に帰

ってくださいと。こういうことを提案したいと思いますけど、その点について、3点ですか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長 (山本俊康君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) 塩分関係のことについて、答弁させていただきます。鈴木議員の塩分に対する考え方はよく分かりました。しかし、教育ですので、教育は文部科学省、厚生労働省の示している基準に基準に従うというのは、やはり崩せないところでございますし、子どもたちの健康を考えてきたときには、やはり生活習慣病への不安感というものはついて回ることです。血圧等も踏まえて。

ですので、様々な考え方があるということについては、重々理解をしますけども、やはり現場からすると、その基準の表にしたがった対応をさせていただきたいと思います。

議長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) まず、2問目の小田原市との友好提携についてであります。托治議員からいろいろと小田原市と森町の関係についてご披露いただきました。私も十分、その点については承知をしております。小田原市と森町は五百年以上関係があるというお話でございましたが、私が考えるのは、森町と小田原市ではなくて、森町と外郎家との関係は五百年以上あります。

とは言いましても、五百年前からそれが分かっていたわけではなくて、その関係が明らかになったのは、ここ十数年のことでありまして、そこから改めて外郎家と森町との関係が構築されてきたわけでありまして。そして、その森町と外郎家との関係を基に、今度は小田原市へ話をつなげていただいているところでございますので、確かに五百年以上にわたる歴史はありますが、その歴史に基づいて交流が始まったのは、まだ近年であるということでございます。

そして、そうですね、中飯田の本城館の屋台を、外郎家に購入していただいたのも昨年のことでありまして、また杭迫先生が、外郎別館として建てられた杏林亭の看板を書かれたのも昨年のございます。ですので、ここ数年でですね、非常に関係が深まってい

る、しかしまだそれは、森町と外郎家の関係でありまして、そこから更に小田原市へと結びつけていくということについては、やはり時間をかける必要があると。当然相手のあることですから、こちらの熱い想いだけで、それを伝えることも大事なことです、相手のあることですのでその点は慎重に、大事なお縁ですので慎重に進めていきたいと思っております。

それから、そのご質問の中に併せてと言うか、併せてのご質問がありました、私も一昨年、昨年と2回、公務として小田原市を訪問したのは2回。1回は私のプライベートで伺っておりますけど、その2回については公務として寄らせていただいております。日ごろからの外郎家との交流に対する感謝を込めて表敬訪問という意味と、もう1点につきましては、この交流を森町と外郎家あるいは小田原市の歴史文化の面だけの交流にとどまらず、是非産業面での交流に広げていただきたいということで、森町商工会の役員の皆さんと、小田原箱根商工会議所の皆さんの顔合わせのために一度同行させていただきました。そのようなわけで、公務として訪問をさせていただきます。

早ければいいというものではないと、托治議員ご自身もおっしゃっていましたが、私もそのように考えておりますので、何と言いましても、北海道森町とこちらの森町は、同じ町であり、規模もさほど変わりはないということで、対等のお付き合いをさせていただいておりますが、小田原市となりますと、やはり規模も違ってまいりますので、向こうが森町に求めているものがあるのかどうか、こちらばかりが求めているのでは、それでは友好関係は築かれないと思いますので、その点は、小田原市さんの方にも森町と提携することにメリットを感じていただけるような、そのような進め方をしてまいりたいと考えております。

それから3問目の職員の残業の件であります、私もかつてサラリーマンをしていましたので、その残業については、いろいろな経験をしております。12時を回るような残業を連日したこともあり

ますし、場合によっては、もう定時に帰れということで、一切残業を認められないということもございました。ですので、残業に対する考え方というものは私なりに持っているつもりでございます。

今森町の職員、確かに残業が多いと思います。それが果たしてどれだけ必要な残業であるのかどうかということは、しっかりと精査をしていなければならないと思いますが、これがですね、この係全ての職員が同じように残業が必要であるかといえば、そうではなくて、担当する職務において、あるいはその時期において、例えば、税務課の町民税係においては、先日終わりましたけれども、確定申告の前後においては、非常に業務量も多くなるということで、その時期には残業もやむを得ないということがございます。

そのように時期なもの、あるいは解決すべき課題によって、残業をしなければいけないことも当然でございます。しかしながら、職員の健康、ワークライフバランスというものが、特に言われておりますので、今議員からご提案のありました残業をして良い日と言いますか、まだどちらかというところとノー残業デーですね。残業をしないで、定時に帰るという日を、実は現在も設定はしてあるんですが、なかなか徹底をしていないところがありますので、それらについて見直しをしながら、必要な残業は必要最低限の時間で効率良く行う、それは取りも直さず、まずは職員の健康管理であり、そして経費の削減であるということですので、その点については、私も職員とともに取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

議長  
総務課長

( 山本俊康 君 ) 総務課長。

( 村松利郎 君 ) 総務課長です。先ほどの答弁で、少し誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思いますが、平成28年度で一人当たり月平均9.1時間と申し上げましたけども、平成27年度です。それから残業を受ける資格のある人、ということで140人と答えましたけども、これも平成27年度のものでございます。ですが28・29となっても、それほど大きな差異はないと考えております。以上です。

議長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。  
(午後3時47分～午後3時55分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を再開します。  
再開に当たりまして、傍聴席での手話通訳を許可いたしましたので、その旨ご承知をいただきたいと思います。  
一般質問を続けます。  
10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 10番、西田です。通告に従い3問質問いたします。最初に森町下水道整備事業についてお伺いします。下水道整備事業及び計画は、平成15年度を初年度とし15年が経過いたしました。第3期に入り、市街中心部へと工事が進むとともに汚水処理場増設も内部施設の整備となってきました。  
小藪川の水質悪化は改善され、下流域の住民から喜ばれております。しかし、人口減少、節水意識の高揚、経済環境の変化と中心部での接続環境のリスクの高さから厳しい状況のように思います。  
平成30年度予算資料でも、累積負債が36億4千万円を超えてきています。第3期以降の計画見直し、若しくは事業停止を考えるべきと思いますが、考えをお伺いします。  
2問目には、手話通訳者養成支援と手話言語条例制定についてお伺いいたします。聴覚障がいでは、生まれたときからの人、事故や病気で障害となった人がおられます。特に生まれたときからの人は文字、文章表現が苦手、あるいは書けないという方もおられるようです。  
言葉は、母親など身近な人の言葉を耳で聞いて覚えていくことから、例えばお母さんと覚えて、それから統覚化と勉強が進むからです。私たち健常者には想像できないものがあると思います。現在森町では聴覚障がいの方、1・2級、22人おられるようです。家に閉じこもりがちになる方も多いと聞きます。  
聴覚障害者の皆さんが公共の場に参加するには、手話通訳者が欠かせないと思います。現在森町で登録されている方は1名のみとい

うことで、町として希望のある方の養成に力を入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また、町として手話言語条例を制定する考えはないか、お伺いします。

3問目に、小中学校での防災訓練についてお伺いします。東北大震災を契機に全国幼小中高校など防災訓練に力を入れる自治体が大半だと思います。幼稚園や学校にいるときは、教職員が安全を確保し、保護者に渡さなければなりません。月に1回は訓練を抜き打ちでやっている学校もあるようです。

そんな中で、今北朝鮮のミサイル実験における落下を想定した訓練が、内閣府、文科省の通達で少なからず行われています。昨年3月秋田県男鹿市で初めて実施され、その後、24都道府県で27箇所で行われ、また自治体独自で行っているところもあります。これについて、識者から大分いぶかる声が上がっています。森町での防災訓練、またミサイル落下等の防災訓練について、訓練があるのか、お伺いいたします。

議 長 （ 山 本 俊 康 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） 西田彰議員のご質問にお答えいたします。はじめに「森町下水道整備事業について」申し上げます。

森町公共下水道事業は、平成15年度に基本計画の策定、16年度に浄化センターの用地取得を行い、17年度から面整備に着手し、第1期、第2期事業が完了しました。現在、平成26年度から6年間の計画で、第3期事業計画区域の整備を行っており、平成31年度には、二級河川瀬入川までの整備面積約49ヘクタールが完了する予定です。

下水道事業実施につきましては、議会におかれましても、平成13年度から16年度にかけて開催された下水道事業整備促進特別委員会など、現在に至るまで、様々な場で熱心にご検討、ご協議をいただき、感謝を申し上げます。

さて、第3期後の計画の見直し等についてでございますが、ご質

問の中にあります人口減少や高齢化等の社会情勢の変化や厳しい財政事情は全国的な問題であります。これらを踏まえて、国は、平成26年1月に取りまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」の中で、汚水処理手法の見直しや、整備手法・発注方式の検討などにより、汚水処理施設の整備を概ね10年程度で完了させる「10年概成」の考えを示し、これに取り組むためのアクションプランの策定が義務付けられました。

そして、平成28年には、概成の期限を平成38年度末とすることが伝えられました。森町においても、現在の整備状況や今後の見直しなどから汚水処理施設の早期整備を図るため、今後の整備区域等を定める森町下水道アクションプランの策定を今年度委託業務において実施しており、現在最終案の取りまとめを行っているところでございます。

現時点では、まずは、平成32年度から38年度までを第4期事業として、太田川右岸側の天宮・城下・円田地区の一部までの下水道整備を完了させ、その後、左岸側の整備を行っていく方針であります。

平成28年度から30年度までの3年間で実施している森町浄化センター増設工事の計画処理水量は、右岸側全体を処理できるものとなっております。左岸側の整備につきましては、10年後には更に厳しくなると予想される国の交付金制度の動向等を注視しながら、社会情勢、町の財政状況等も考慮し、汚水処理全体の見直しを含め、検討してまいりたいと考えております。

当町の下水道事業につきましては、他市町に比べ事業年数が浅く、整備後の長期的な収支バランスを安定させるためには、更に普及率を向上させる必要があります。同時に課題である接続率の向上に向け、なお一層取り組んでまいり所存でございますので、今後も生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

次に「手話通訳者養成支援と手話言語条例制定について」申し上げます。

1点目の「手話通訳者養成支援」について申し上げます。現在、森町の手話通訳者の登録者数は4人で、内訳は、森町在住の方が1人、袋井市在住の方が2人、磐田市在住の方が1人となっております。

議員ご指摘のとおり、森町在住の手話通訳者は現時点では1人ありますが、ろう者への手話通訳者派遣につきましては、森町登録の手話通訳者の調整を担当係で行い、ろう者の方々に対し、希望どおりの日程で通訳支援ができるよう努めているところでございます。また、近隣自治体との間で通訳者の派遣協力も併せて実施しております。

しかし、森町に限らず、高齢化や家庭の事情等で活動できる手話通訳者が減少していることから、各自治体でも確保が難しくなっている現状もございます。

こうしたことから「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づいた「地域生活支援事業」において「手話奉仕員養成研修事業」が市町の必須事業として位置づけられ、町では平成20年度から町の登録手話通訳者となっていただけのように、毎年9月から翌年2月にかけて、手話奉仕員養成講座を開催しております。

手話通訳者になるには、町が開催する手話奉仕員養成講座を修了し、次に県が開催する手話通訳者養成講座を受講した後、全国手話通訳者統一試験に合格しなければなりません。その後面接を経て、県の登録手話通訳者となることができます。

町で実施する手話奉仕員養成講座は、入門講座で1年間、基礎講座で1年間と2年間にわたり実施しております。今年度は、入門講座を開催し、9の方が受講され修了いたしました。また、来年度は基礎講座を開催することから、今年度入門講座を修了された受講生の方々に引き続き受講していただくよう、声かけを行っていきたいと考えております。参考までに、これまで町の養成講座を修了された方で、県の登録手話通訳者となった方が1人いらっしゃいます。

今後も、手話通訳者確保のためにも、手話通訳者養成講座は重要なものと考えておりますので、今年度同様、養成講座受講生の募集につきましては、広報もりまちや町内回覧、同報無線などで受講生を募るとともに、三木の里手話サークルの協力を得ながら、受講生の確保に努め、手話通訳者の養成に努めてまいりたいと考えております。

2点目の「手話言語条例制定について」申し上げます。議員もご存じのとおり、東遠地域3市の掛川市、菊川市、御前崎市が「手話言語条例」を制定し、平成29年4月1日から施行いたしました。また、静岡県議会におきましても、議員提案による「手話言語条例」が平成30年3月16日の2月定例会最終本会議で可決され、平成30年3月28日から施行されることとなりました。

森町におきましては、平成29年10月30日に磐田ろうあ協会会長及び三木の里手話サークル会長の連名で「森町手話言語条例制定に関する要望書」が提出され「手話言語条例」制定の一步として、平成29年11月6日に、県内では町として最初となる「全国手話言語市区長会」の準会員として入会いたしました。また、今年度策定しております「森町障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画」では「手話言語条例」の早期制定が位置づけられました。

こうしたことから、「手話通訳者の養成支援」を含め「手話が言語である」との認識や町民への「手話」の普及、「手話」の使いやすい環境整備等、手話への理解促進と普及に向け、「手話言語条例」の制定に向けて、検討してまいりたいと考えております。

議 長

( 山本俊康 君 ) 教育長。

教 育 長

( 比奈地敏彦 君 ) 次に「小・中学校での防災訓練について」教育委員長へのご質問であります。委員長に代わりまして、私、教育長からお答えします。

幼稚園並びに小・中学校における防災訓練につきましては、それぞれの園・学校において、年間を通して計画的に行っているところです。夏休み以外毎月実施している幼稚園もありますし、少ない学

校でも学期に1度、年3回は実施しております。

訓練内容は、地震に対応するものが大半を占めており、その他には火災及び不審者に対応するものや、保護者にも参加していただく引渡し訓練も行っています。

日ごろから訓練を重ね、どのような危険から何のために避難するのか学んでおくことは、有事の際に、状況に応じて適切に行動するためには大変有効なものとなりますので、今後もこのような訓練は、それぞれの幼稚園・学校には、しっかり実施をしていくよう依頼していきたいと思っております。

議員ご指摘の「弾道ミサイル発射に係る避難訓練」についてでございますが、森町ではいずれの幼稚園、学校でも今のところこの訓練は実施しておりません。

文部科学省では、昨年9月、弾道ミサイルが日本国内に落下した場合に備え「学校の危機管理マニュアル」を見直すとともに、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進するよう、県教育委員会へ通知しております。

また、「危機管理マニュアル作成の手引き」を発行し「新たな危機事象」として、弾道ミサイル発射に係る対応について追加し、「学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時・適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である」としております。

北朝鮮情勢も、ここにきて変化しておりますので、社会情勢を見極めながら、今後も子どもたちの安全を第一に、マニュアルの整備と適切な訓練を実施してまいりたいと思っております。その際には、必要以上に不安をあおることがないように心掛け、配慮してまいりたいと思っております。以上申し上げます、答弁といたします。

議長  
10番議員

( 山本俊康君 ) 10番、西田彰君。

( 西田彰君 ) 下水道整備事業でございますが、3期が終わって次には瀬入川から上、そして城下、太田川の右岸ということで進めていきたいという答弁がありました。

実は、ここに株式会社日本政策投資銀行が2016年6月に調査をした我が国の下水道事業経営の現状と課題という分析調査があります。職員の方もご存じかと思しますので、問題になるところだけ申し上げます。調査によると、下水道事業は100パーセント接続されるとして、採算的には、1ヘクタール当たり50人の受益者がいること、ということは人口規模が大きい、人口密度が高い、一人当たりの布設管延長が短い、などであれば短期間、20年前後で経常収益は軌道に乗るとしておるようです。

これに照らしますと、森町では計画時、面積352ヘクタール7,780人ですので、1ヘクタール当たり22人から23人ぐらいであるということで、最初から厳しい事業であったと思われます。さらに、下水道事業は、財務的に有利子負債水準が高い。この意味は森町に当てはまるかどうかちょっとすいません分かりませんが、人口減少による汚水量原単価の減少による料金収入の減少、長中期的に設備の老朽化による投資が増えるなど、将来見通しは厳しいと言わざるを得ません。

ですので、4期5期、城下、向天方、睦実、円田となれば、更に経営条件は悪くなるのではないかと心配をするところです。環境改善ができるという良い面は持っていてそれは考慮しても、事業の継続というのはどうなのかなというふうに考えます。

また、国は公営企業会計、今非公営企業会計ということでやっているわけですが、国は公営企業会計を進めているということも、この中には書いてございました。やはり城下などは特に人口減少が進んでいるようです。逆に向天方、戸綿、睦実となってくると、排水を送るポンプとかそういったものも必要になる。太田川を渡らなければいけないと、そういうことになってきますので、相当の工事費がかかってくるというふうに考えているところですが、やはり4期5期以降を見直すということですが、4期も相当これ、しっかりした事業計画を立てないとですね、大変なことになるのではないかなと考えるところですが、いかがでしょうか。

2 問目の手話通訳者の関係でございますが、今町長も答弁の中で9名の要請、試験受験の要請を受けた方がいるということでございますが、さてこれを、試験を、全国の統一の試験を受けるとなると、この近辺では行われないと、藤枝とか島田とか、そっちの方まで通って1・2年かけて試験を受けるということで、その交通費とか、そういったものも全部自前でやると。養成機関、森町でいろいろ勉強するというのには、そういった支援があるようではございますけれども、さあ試験を、最終的な試験を受けようとする、そういった交通費とか、もろもろの支援はないということ聞いていますので、そこをやはり町がですね、最後まで支援をしていくというところから手話通訳の皆さんがこういうふうに育っていくというように考えるわけですが、その辺町としてどのように考えているかお伺いします。

そして先ほど市区町会に町長が入会をされた。障がい者の皆さんが本当に大変喜んでいてという中で、手話言語条例も考えていくという答弁がありました。是非これを実現するような方向にしたいと思っています。その試験に係る補助というものは、どのようにしていただけるのかお伺いします。

3 問目のミサイルに対応するような訓練、ここに中日新聞の危機をあおるミサイル避難訓練と新聞に載りました。アメリカで50年前にこの訓練をしたそうです。というのは、とにかく伏せて頭を隠す、また建物の陰に隠れるってすれば、被害が軽く済むというようなことを言って、それをアメリカ全土に広げて宣伝をしたそうです。それは核兵器に対する恐れを和らげるため、そういう意味があったそうです。

今避難訓練をしている市区町村の学校の子どもたち、全く同じような避難訓練をしているということで、アメリカで50年前にやった訓練と同じようなことをまたやっていると。核兵器に対してこんな訓練をしたって何の意味もない。全く無意味だと言う専門家、また原爆を受けた被害者の皆さんが、被爆者の方々が言っている中で、森町は今教育長からやらないということでございますが、実は文科

省、それから内閣府が言っているのかな、これは2月ですから2月の14日、小中学校などの危機管理マニュアルの手引きにミサイル対応を追加。2018年度は全国の教育委員会などの訓練状況を調査し公表する。これまでの調査では、自治体から通学路に頑丈な建物が無い、児童生徒の不安への配慮が必要といった声も出ているのだが、文科省は「適切な行動だ、被害を最小限にできる」というようなことで、これを推奨しようとしているようです。

やはり、対話によって、とにかく戦争にはならない、ミサイルを発射するような状況を作らないということが一番の安全を守ることですので、その辺、これは町がどうのこうのと言うことではありませんが、現在やられていないということですので、教育現場でもですね、子ども達に余り不安をかけるようなことはしない、ということが求められると思います。これはちょっと答えというのがないかもしれませんが、質問とします。

議 長  
町 長

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) まず、1問目の公共下水道整備事業についてであります。最初の答弁でも申し上げましたように、10年概成というものが求められております。それに鑑みまして、まずは平成32年度から38年度までを第4期事業として、太田川右岸側の天宮、城下、円田地区の一部までの下水道整備を完成させるという計画でおります。

その後につきましては、第5期第6期をどうしていくかということにつきましては、今後ですね、国の交付金制度の動向等、また町の財政状況等を考慮しながら、検討していきたいと考えております。当然のことながら、第4期の事業計画を策定するに当たっては、慎重に事業を組み立てながら、当然認可を受けなければなりませんので、認可を受けられるように計画を立て、そして計画を立てたら、着実に事業を進めてまいりたいと、そのように考えております。

それから2問目の手話通訳者の養成についての支援ということですが、こちら1問目で申し上げましたとおり、これまで

も養成講座を町で開設をし、支援を行っておりますが、なかなかそこから入門講座、さらには県の講座、そして試験の合格というには、まだまだ受講生の皆さんには勉強を続けていただかなければなりませんし、それに伴う費用というものも必要になってこようかと思っております。

これらのことにつきましても、手話言語条例を町が制定すれば、その中で町の責務というものも、当然、謳っていかなければなりませんので、そういったものも含めて、今後どのような支援が必要であり、また適切であるかということ、検討していきたいと考えております。

議 長  
教 育 長

( 山本俊康 君 ) 教育長。

( 比奈地敏彦 君 ) 西田議員には、教育関係の方については、答弁はうんぬんということで理解はさせていただきましたけども、教育委員会としての思いという部分を踏まえて、私の方から話をさせていただきます。ミサイルの関係の対応については先ほど言ったとおりですが、今のところ対応を考えてはいません。しかしご承知のとおり、学校うんぬんは別としまして、世の中の情勢の中で様々な危機という部分については、いろいろ生まれてきているのはご存じだと思います。

ですので、学校というものはですね、例えば防災計画とか災害計画等があるわけですが、それを書いてよし、作ってしまっただけよし、としないで、やはりいろいろなことが毎年というか、随時いろいろな情勢の中で危機が起こってくるわけですので、その様々な危機に関しては、対応というんですかね、迅速な、アンテナを高くしてですね、やはり子どもの命は学校で守ると、そういう姿勢をきちっと貫けたらいいなと思っています。

しかし、先ほどもご指摘があったように、余りやり過ぎて、逆に子ども達、親御さんに不安感はおおらない、そういうところについては、きちっと指導をしていきたいと思っています。

議 長

( 山本俊康 君 ) 10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) 下水道事業がですね、先ほども私も申しましたように、城下の方へ入っていくと、計画の中に入れていくということですが、担当課として、城下の現状というのは分かっていると思うんですが、いかに事業費用を抑えていくかということ、もうやるとなれば、必要になってくると思いますが、その辺は技術的な面も、最近非常に技術が進んでいますので、そういったことも考えていくとは思いますが、その辺をどのように担当課としては考えているのか、ちょっとお願いします。

それから、手話言語条例を制定するという方向に考えていくということであれば、なるべく早くですね、これを実現してほしいと思います。もし考えている、このぐらいまでならできる、来年度にはできる、今年度の末にはできると、そういったものが、もしあればお願いします。期待をしております。

議 長

( 山本俊康 君 ) 上下水道課長。

上下水道  
課 長

( 高木純一 君 ) 上下水道課長でございます。ただいまの西田議員の質問にお答えいたします。それこそ城下地区でございますけど、確かにいわゆる都市部のような密集したかたちになっていない部分もございますけれども、これから平成30年度に第4期事業計画の設計に入っております。

それこそ、そういった中で、効率的な管路の設定ですとか、安価な手法はないか、そういったものを検討するとともにですね、地元の皆さんともよくお話しさせていただいて、効率的なマスの設置位置ですとか、そういったこととお話しさせていただきながら、負担の少ないような事業進捗に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 長

( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。手話言語条例の制定の時期でございますけれども、近隣の磐田市・袋井市におきましても、平成30年度に制定を予定しておるということでございますので、森町におきましても、

平成30年度の条例制定に向けて、研究していきたいと思っております。以上です。

議 長  
1 番議員

( 山本俊康 君 ) 1 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫 君 ) 1 番、岡戸章夫でございます。通告に基づき、町長に2件質問させていただきます。最初は、C I R 国際交流員制度についてです。

平成30年度より自治体国際化協会の J E T プログラムを活用し A L T の増員を計るとのことですが、この J E T プログラムには A L T 制度のほか、S E A スポーツ国際交流員制度と C I R 国際交流員制度があります。

その中の一つ、C I R 制度は幅広い国際交流の担い手として、A L T と同じように派遣を依頼でき、主に自治体の国際交流課や教育委員会や観光課などが活用している事例があります。活用の中で多いのが、文章の翻訳や校正、また国際交流教室や訪日観光誘致、海外販路開拓など様々でございます。森町も小さな自治体とはいえ、例えば今後のインバウンド需要や観光振興、企業誘致、例えばお茶などの海外販路展開など、国際化を見据えた取り組みが必要かと感じます。

については、この C I R 制度の導入や国際化対応について、町長のお考えを伺います。

もう一つ、森町学校のあり方検討会の答申が、今月13日に教育委員長に出されました。長期間にわたり難しい問題に取り組んでいただいた皆さんには、お疲れ様でしたと申し上げたいです。

また、新聞記事にも掲載されましたので、町民の関心も高まっていることと思います。そこで、この答申を受け、検討された後、町長としての見解を出されることと思いますが、概ねいつぐらいをお考えでしょうか。今後の流れをお伺いいたします。よろしく願います。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。は

じめに「国際化を見据えたC I R制度の導入について」のご質問にお答えいたします。

まず、J E Tプログラムとは「語学指導等を行う外国青年招致事業」のことであり、自治体国際化協会と国の協力のもと、自治体が主体となって実施している国際的な人的交流事業のことを言っています。この事業は、外国語教育の充実、地域の国際交流の推進を目的としており、昭和62年に創設されて以来、年々需要が拡大し、今年度は44箇国、5千人を超える外国青年が招致されております。

招致される外国青年の職種は、小・中・高校での外国語授業等の補助をするA L T (Assistant Language Teacher)、国際交流活動に従事するC I R (Coordinator for International Relations)、スポーツを通じた国際交流活動に従事するS E A (Sports Exchange Advisor) の3種類あり、うち91パーセントがA L T、8パーセントがC I Rとして自治体に期限付きで任用されております。

議員ご説明のとおり、C I Rの活動内容は、自治体の要望に沿うため、外国語観光マップや外国人住民向け広報誌の作成、フェイスブックなどを活用した海外向けの地域情報の発信、外国人観光客が地域のイベントに参加する際の支援など多岐にわたります。

しかしながら、この制度の活用ありきではなく、まずは、町として、国際交流に関する課題はどこにあるのか、各団体がどのような支援を必要としているのか、現状の把握、将来の見込みを検討する必要があると考えています。

また、来年度から、J E Tプログラムを活用して、外国青年をA L Tとして任用します。その対応には、森町としても多くの労力が必要となります。したがって、J E Tプログラムの成果と効果の検証も踏まえた上で、C I Rの導入については、将来的な検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に「学校のあり方検討会の答申について」申し上げます。ご質問にありますように、3月13日に「森町学校のあり方検討会」から教育委員長に「今後の森町の学校のあり方について」答申がありま

した。概要は、教育長から報告を受けております。この答申をもとに、今後教育委員会で検討を行い、平成30年度の早い時期には、教育委員会としての方向性を示したいということも聞いております。

検討会での経過につきましては、12月に開催しました総合教育会議において、保護者へのアンケートの結果や地域懇談会での町民の皆さんのご意見、検討会での検討内容等について確認をしております。

アンケートの結果を拝見しますと、地域によって、また、保護者であるか、ないかなどの状況によって回答の内容に差がありますが、少人数での教育活動に対する不安を持つ保護者がいる反面、少人数の教育を求めるご意見もありました。また、地域懇談会では、地域コミュニティの核である学校がなくなった場合の地域社会への影響を心配するご意見もありました。

この件につきましては、小規模校での教育活動への影響、学校施設の修繕等、学校施設を維持・管理するための財政的な問題に加え、学校が地域コミュニティの核であり、地域社会への影響等も考慮しなければならない大変重要なものであることは、ご承知のとおりです。

丁寧に取り組まなければならない一方で、喫緊の課題でもあります。保護者の方へのアンケートや検討会でも「スピード感をもって取り組むべき」といったご意見も多くありますので、時間をかけすぎないように、きちんと方向性を出していきたいと思っております。

今後の流れとしましては、平成30年度の早い時期に総合教育会議を開催し、教育委員会の考え方を伺いながら、森町の子どもたちにとってより良い教育環境を実現するため、再編の必要性とその影響等を具体的に検討していきたいと思っております。様々な視点から検討する必要がありますので、有識者のアドバイスをいただきながら、庁内の関係部署の課長等による検討会を設置する予定でございます。

教育委員会の方向性もこれから示されるものですし、庁内の検討会も始まっておりませんので、はっきりとした時期を申し上げるこ

とはできませんが、私としては、より多くの人に合意を得られるような方向性を平成30年度中にお示ししたいと考えております。以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長  
1 番議員

( 山本俊康 君 ) 1 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫 君 ) まず、C I Rの国際交流員についてご答弁をいただきました。私も6日の予算審議の中でも、本年度少し面白みがないという感想を述べましたが、これは決して揶揄ではなくて、むしろ期待や応援の裏返しとして表現させていただきました。

目玉となるような政策は、というのは必ずしも何億円もの事業をするとか、大きな施設を作るとか、そういうものに限らないと思います。お金をかけずに、事を起こし結果を出し、町民の活力を生み出す、そういったアイデア施策も大きな目玉施策であると考えます。

それを踏まえ、今回この質問をさせていただいたのは、平成30年度から英語教育に力を入れていきたいとのことですので、それをより確実なものとするために、つながるのではないかと考えるからであります。

A L Tを4人増員とのこと期待しておりますが、子どもたちの英語力を向上させるならば、学校の授業だけではなく、より日常に溶け込んだ取り組みも更に必要と考えます。でないと、結局英語は学校で習うもの、受験のためのものとなってしまう、本来求められている外国人の方とのコミュニケーション能力はなかなか身につかない。結局日本人は何年習っても英語は話せない、となることを危惧するわけであります。一方で森町の小中学校は小クラス小規模校ということもありますので、本来英語教育にはうってつけであり、他の市町より森町は英語力が高くなれば、これはこれで森町の強みにつながり、大きく考えれば人口流失の歯止めになるかもしれません。

国の指針とはいえ、やるからにはとことんこだわり、十分なケアをすることが、結果的に子ども達のためだと考えますし、A L Tさんをフォローする上で、この制度はとても良いと思います。

また、町民の中には大学で英語を学んだけれども、話す機会がなくて残念とか、海外出張でせつかく英語を話せるようになったのに、帰ってきてから話す機会がなくて忘れちゃったとか、とにかく外国の人と話せるようになりたいとか、英語に関心がある人や、そのニーズは今や非常に多いです。

地域おこし協力隊の岩瀬さんが昨年より民泊を始めたところ、海外からの観光客が圧倒的に多いとのことで、今や森町に海外の方が訪れるのも当たり前になってきました。もちろん、森町にも国際交流協会があり、交流活動を従来からもされておりますが、会員の方に伺いますと、予算の限りもあるし、もっと本当はいろいろやっていきたいけれども課題も多いとのことでした。そこで、C I R制度を大いに活用し、子どもたちや町民の英語力の向上、そして外国の方との交流を実のあるものにしていく必要があると考えます。

そこで、少し参考までに、これを既に導入している袋井市の企画政策課国際交流室に伺い、お話を聞いてきました。袋井市では平成28年度よりこの制度を使い、現在ニュージーランドから男性1名、オーストラリアから女性1名、計2名のC I R国際交流員を受け入れているとのことです。2人とも日本語がとても堪能で、明るくてとても楽しそうでした。仕事は各種のイベントが中心とのことです。気になったことは、イベントなどが無いとき、普段は何をやっているんですかということです。これをお聞きしましたら、翻訳業務や各課からの依頼ごとも、とても多いとのことですが、現在はイベントなどは自分たちで調査したり、現地に行ったり、企画まで任されて全てをこなしているとのことで、とても忙しい毎日とのことでした。

また、担当職員さんに、受入れに当たり苦慮したこと、困ったことはないですか、とお聞きしたところ、最初の半年くらいは土日もフォローしてあげたり、ケガしたときなどは病院に連れて行ってあげたりとか、大変なこともあったようですが、現在は問題ないとのことでした。森町でも既にA L Tの受入れ実績があるので、その辺

のノウハウはあるのかなと思います。

そういった背景の中、先ほどの町長の答弁の中に、これを受け入れるにはまた一つ労力がかかりますよということでした。現在も役場の各課も、業務の課題が非常に山積みになっているということで、その辺は理解できます。そこで、これを一つ乗り越えるにはということで、先日アクティ森に伺い、支配人さんとスタッフさんと少しお話をしてきました。今述べたような話をしたわけですがけれども、アクティさんで受け入れてみてはどうですかということ。感触としては、面白い話ですねと前向きな話をされておりました。

もちろん、社長が町長でございますので、またじっくりと検討していただきたいのですが、アクティさんでどうですかという狙いはこうです。英語を話したいというニーズがありますが、従来ですとやはり英会話教室に通い、基本英語を勉強する。当然お金もかかるが、何よりもいかにも勉強するということで、非日常的の中での学びです。もちろんそれも大事ですが、もっと日常の中に普通に外国人の人との触れ合う場があって、そこで身振り手振りも交え、多少文法がおかしくても、コミュニケーションを取る楽しさから交流が始まる、英語になじむ、そんな場がアクティさんで設けられれば、それはそれでとても楽しいことだと思います。例えばコーヒーを飲みながらCIRさんと英会話を楽しむ。各種の体験教室を英語を交えて行う。外国人観光客の方が来たらアクティさんに行けば安心して案内を受けられる。CIRさんの母国の紹介を英語でするイベントなど、さらにはそのうちスタッフのおばさん達も片言で英語で接客できるようになったら、とても面白いことができると思います。合間にはホームページの翻訳や、情報発信なども行っていただければ、とてもこれは活用する方法があるかなと思います。アクティのネックは冬場の集客力低下だとはっきり原因も分かっていることですし、冬場のイベントは国際交流をバンバン組み込むこととか、やり方も工夫次第でしょう。レストランのメニューの強化も言及されていますが、それを生かすためにも、プラス何か引きつけるもの

がやはり必要かと思います。

確かに、最初は大変でしょうが、それは何をやるにも同じです。簡単なことは所詮誰でもできるし、どこでもできることです。難しいからこそ、やりがいがあり、課題を克服する努力が町のノウハウになるものだと思います。私も調べた結果、それからアクティさんでの話したアイデアと、これについて、町長、何か面白いと思いませんか。その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。それが一つです。

それと、学校のあり方検討会の答申の件です。平成30年度の早い時期に総合教育会議を開き、30年度中には何らかの見解を出したいというお話でした。是非これは期待したいと思います。というのも、やはり今、特に北部の方では、やはりこの問題が非常に大きなテーマとなっております。非常に難しい問題だとは、私も認識しています。そんな中で、やはり先が見えないと、今後地域の人はどうしていったらいいんだというのが、やはり掴めないところがあります。

大まかな、いついつくらいにこういうことになる、というような先の光が見えれば、それに向かって、じゃあどうしていきこうっていうことが、動きが地域としても出せるかと思います。そういった意味で、非常に難しい決断だとは思いますが、期待をしております。結果が、たとえ結果が同じでも、やはりそこに行くプロセスによって、地域の人の思いとか考え方とか、未来というのは変わってくるかなと向かいます。その辺を十分に汲んでいただいて、今年度中の見解を期待したいと思います。

先ほど、この統廃合、まあもうタブーではないですね、統廃合ということが前面に出てくると思うんですけども、新たな検討会も必要ということがありました。これについてのもう少し詳細が分かれば、どのようなことを考えておられるのか、分かればお聞かせ願いたいと思います。その2つをお願いします。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) まず、1点目のC I Rの活用ということで

ございますが、岡戸議員から様々な、活用と言っては何ですが、こういった方がいれば森町にとって、いろいろな面で効果があるという事例を示していただきました。

確かに、生きた英語に接する、それも学校の教室ではなくて、日常生活の中でということは、子どもたちにとっても良い経験であるでしょうし、また、仕事で海外に赴任されていたり、あるいは学生時代に英語を習ったが、しばらく触れてないので大分しゃべる能力が低下してしまったというようなことも良く聞くところであります。

そのようなことから考えれば、こういった制度を利用して、外国人を森町に招致をし、そして活動していただくということは様々な可能性が、そこから見えてくるなという感想を抱いておりますし、ご提案のありましたアクティ森での採用につきましても、そういう可能性を生むものであるなというふうに、興味深く伺わせていただきました。具体的にですね、アクティ森で雇用するかということについては、それよりもまず、必要な人材ということもありますので、一つの例として伺っておきます。

ご提案のように、こういった制度を活用すれば、いろいろなことが考えられますが、まずは、岡戸議員も最初は大変だということをおっしゃってございましたけれども、まさにですね、このJETプログラム、まだこれから4月から受け入れるところでございますので、その大変な最初もまだ始まっていない段階でございますので、1問目の答弁でも申し上げましたように、まずは今計画を進めておりますJETプログラムで4人の方を受け入れ、そしてその支援をしながら事業を進めていく中で、その課題、また検証、効果等を確認しながら、まずはJETプログラムを進めてまいりたいと考えております。

それから、2問目の学校のあり方検討会についての、その後どのようなこととございまして。こちら1問目の回答で申し上げましたとおりでございますが、この答申書には平成30年度を目途に

結論を出すことが望ましいと考えるということが謳われておりますので、その答申に沿って平成30年度中の結論ということを目指して進めていきたいと思っております。

まずは、教育委員会の中で、検討していただいて、そして総合教育会議に諮り、私と教育委員会とで、協議をしてまいりたいと考えております。この総合教育会議につきましても、1回の会議で結論が出るものとは思っておりませんので、そういう意味で30年度は早い時期にまず1回目を開催し、検討を進めていくということで申し上げたわけでございます。具体的に、早い時期にというのはいつかということでございますが、第一四半期を目途に、もちろん、その前に教育委員会での協議が整うということが前提ではありますが、その辺りを目安として進めてまいりたいと思っております。

そして、どのような検討会が必要かということでございますが、この統廃合を含めた学校のあり方でございますので、これも最初の答弁で申し上げましたように、施設の修繕等、財政的な面もございますし、その後、もし統廃合となった場合に、地域の核として、その施設をどのように活用していくかということもございますので、教育委員会学校教育課のみならず、各課に渡った検討が必要であると考えますので、そういった意味で関連する各課にまたがった検討会を庁内で実施をしてまいりたいと思いますし、引き続き有識者のアドバイスもいただいてまいりたいと思っておりますので、その内容によっては、更に別のことも考えていかなければならないかなと、そのように考えているところです。

議 長

( 山本俊康 君 ) 1番、岡戸章夫君。

1番議員

( 岡戸章夫 君 ) 再回答をいただきました。長くなりましたので一つ質問させていただきます。今、この役場の中で、英語が話せる職員の方が何名おられるか、英語に限らず例えば中国語とか、そういった方も含めてですけど、もしそういうのが今分かれば教えていただきたい。英語が話せるといっても、レベルがいろいろあると思うので、非常に答えにくいのかなとは思いますがけれども、ちょ

つとそういうことが、もし今お分かりになれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) 職員の中で英語に限らず、外国語をしゃべることができる、聞くことができる、読むことができる、いろいろあろうかと思いますが、それについては、把握をしておりません。採用をする際には、学校で何を学んできたかということは、面接で聞き取りをしておりますが、それも採用後10年20年たっていれば、幾ら学生時代に英語を専攻して学んだ、あるいは中には留学をしたという職員がありますが、それが今、活用できるかどうかということについては、確認はしておりません。

ただし、そういった職員もいますので、せっかく学んできたことを役場の業務の中で、すぐに生かすということは難しいかもしれませんが、せっかく学んだことを生かせるような場面も用意すべきだなということは考えています。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 以上で一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。

本日の会議時間は森町議会会議規則第9条第1項の規定によって、午後5時までとなっておりますが、議事の都合によって延長をしたいと思います。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本日の会議時間を延長することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 山本俊康 君 ) 起立全員です。

したがって、本日の会議時間を延長することは、可決されました。

したがって、会議を継続をさせていただきます。

1時間経過をいたしましたので、休憩をさせていただきます。

( 午後4時58分 ~ 午後5時04分 休憩 )

議 長 ( 山本俊康 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いをします。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第32、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第33、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 山本俊康 君 ) 「異議なし」と認めます。  
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
日程第34、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。  
議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出がありません。  
お諮りします。  
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )  
議 長 ( 山本俊康 君 ) 「異議なし」と認めます。  
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
ここで、しばらく休憩をいたしますが、議事堂において追加議案を配布しますので、席はそのままお願いします。  
しばらく休憩をいたします。  
( 午後5時07分 ～ 午後5時08分 休憩 )  
議 長 ( 山本俊康 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。  
ただいま、町長から、議案第34号が提出されました。  
これを日程に追加し、追加日程1の第1として、議題にしたいと思えます。  
ご異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )  
議 長 ( 山本俊康 君 ) 「異議なし」と認めます。  
議案第34号を日程に追加し、追加日程1の第1として、議題とす

ることに決定しました。

追加日程1の第1、議案第34号「森町副町長の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第34号「森町副町長の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、副町長、鈴木寿一氏から一身上の都合により平成30年3月31日付けで退任する旨の届出があり、これを受理したことにより、新たに森町飯田2101番地、村松弘氏を平成30年4月1日付けをもちまして森町副町長に選任いたしたく、提案するものであります。

地方自治を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の加速化、若者の流出などによる地方消滅の危機が叫ばれるなど大きく変化しています。また、行政需要の拡大や住民ニーズの高度化・多様化などにより、新しいまちづくりの変革が必要になるとともに、地方創生の推進が求められています。

特に本町におきましては、昨年度策定しました第9次森町総合計画の推進や新東名高速道路を活用した地域づくり、遠州の小京都まちづくり、学校教育のあり方など、多くの課題が山積しております。

このようなときに、職員一丸となって、各種施策や事業を円滑に推進するとともに、多様化する住民ニーズに適切に対応するなど、町民の付託に確実に応えていかなければなりません。

町の施策を推進する上で、副町長の職務は、大変重要な役割を担うものと認識しており、慎重に人選を進めてまいりました。

村松弘氏は、経歴書にもありますように、森町飯田の出身で昭和54年4月、森町役場に奉職以来38年間にわたり勤務し、この間、総務課、税務課、静岡県派遣、企画財政課、住民課を歴任し、平成22年度には企画財政課長、平成26年度からは住民生活課長、平成27年

度からは参事（兼）建設課長として、堅実に職務を遂行し、平成29年3月31日付で退職しました。

また、豊富な行政経験をもとに、職員からの信望も厚く、今日まで指導力を発揮してきた実績から、今後のまちづくりを進める上で、副町長の役割を十分担いうる人物であると存じます。

よって、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得たく提案するものであります。よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 （山本俊康君）これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 （西田彰君）少しお伺いします。国会なんかでもそうですけども、やはり一番トップに立つ方を補佐するというのも非常に重要なことではありますが、例えば意見の違うところとか、そういったものがあるとか、そういうこととかあるいは町長がこういうふうにやりたい、それが町民にとっても、ちょっとマイナスだなと思うときに、はっきり意見が言えて、いくというようなことが支えるには非常に大事だと思います。

今鈴木副町長がしっかりそれをやってきてくれていると思いますけども、トップを支えるというのは、支えるだけでなく、しっかり方向を誤らないように、意見もしっかり言うっていうことも必要だと思いますけども、村松さんを副町長に選任するという事は、その辺も町長考えて、ある程度その気持ちも入れた上で、考えておられると思いますけども、その辺、いかがでしょうか。

議長 （山本俊康君）町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）西田議員がおっしゃるように、副町長という立場は、町長を補佐することはもちろんであります、もちろん町長の考えが、あるいは方向性が、間違っているとすれば、それを正すという役割も当然持っているものであると考えております。

町長がやりたいことではなくて、森町そして森町民にとって、何

が良い施策なのかということが重要でございますので、その点について、それを最重要で考える人をとということで、人選をした結果、村松弘氏を推薦するものでありますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、亀澤進君。

11番議員 ( 亀澤 進 君 ) 重要な役割が交替に向かうということですが、鈴木副町長が3月31日で退任されるということでございますが、副町長から見て、この人物について、どう思われるか、また、引き継いでいくこともたくさんあるかと思っておりますが、本会議最後の言葉になるかもしれませんが、是非お聞かせください。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 副町長。

副町長 ( 鈴木寿一 君 ) それでは、亀澤議員の質問にお答えをします。村松弘氏につきましては、自分も彼がこの役場の職員になった当時、54年からお付き合いをさせてもらっております。彼は頭脳も優秀でありますし、スポーツにも長けておりますし、人望も厚いということから、副町長には本当にふさわしい人だなと思っておりますし、あれでいて割合言いたいことも言う人でもありますので、決して町長のイエスマンということではなくて、町政に対しても、財政を経験していますので、全てに関して大きい目と言いますか、広くものを見られる人間だなということは思っていますので、間違いのないというふうに思います。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 ( 鈴木托治 君 ) 今度、副町長に推薦された村松氏は私と同じ町内会でもあるし、いろいろスポーツを通したりして、長年付き合い合ってきた仲ではありますが、性格的に温厚なものですから、逆に町長、今まで役所にいた人だったので、思うように意見を言えない面もあるんじゃないかということを考え、ちょっと心配しております。

それで、今までずっと歴代ですね、役場の課長を引退した方がずっと副町長になられたということですけど、県とかあるいは他の外部から呼ぶという、そういう選択肢は全然なかったのかどうか。あるいは今まで村松氏が副町長に推薦された経緯などがありましたら、ご説明ください。

議 長  
町 長

（ 山本俊康 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）これまで森町の副町長、以前は助役でありましたが、その人選について、森町職員からの人選であったかというご質問につきましては、私も過去のことまでは存じ上げませんが、私の知る範囲においては、以前ですね、県から職員を迎えて、当時助役でありましたが、助役をやっていただいたということはございます。それより以前のことについては、承知をしておりません。

また、そのように民間人あるいは県の職員を迎えるということについて、考えたことはないかということですが、もちろんそのようなことも考えた上での人選でございます。確かに、最近ですと副町長ではありませんでしたが、参事ということで、県から、職員を受け入れたことがございました。それは、建設課等の参事でございますけれども、当時町が進める事業を県とうまく連携をして進めていく必要があるということで、そのような人事になったかと考えております。そのように、具体的に今森町が県と協調してやらなければならない、はっきりとした課題があるならば、その職務に精通した県の職員を副町長として迎えるということも考えられるかと思えます。また、民間人を活用するというのも、全く公務員とは違った視線、視点で物事を判断する、そういう効果があるかと思えます。

そのようなことも考えましたけれども、今の森町において、私が民間の出身でありますので、片腕となる副町長はしっかりと、行政の経験を積んで、その知識を蓄えている人が、備えている人が良いということも考えました。どのような経緯でこの人選になったかということにつきましては、これは人事のことでもありますので、詳細

に申し述べることは控えさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。  
(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。  
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第34号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第34号「森町副町長の選任について」は、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年3月森町議会定例会を閉会します。

(午後5時23分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成30年3月22日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上